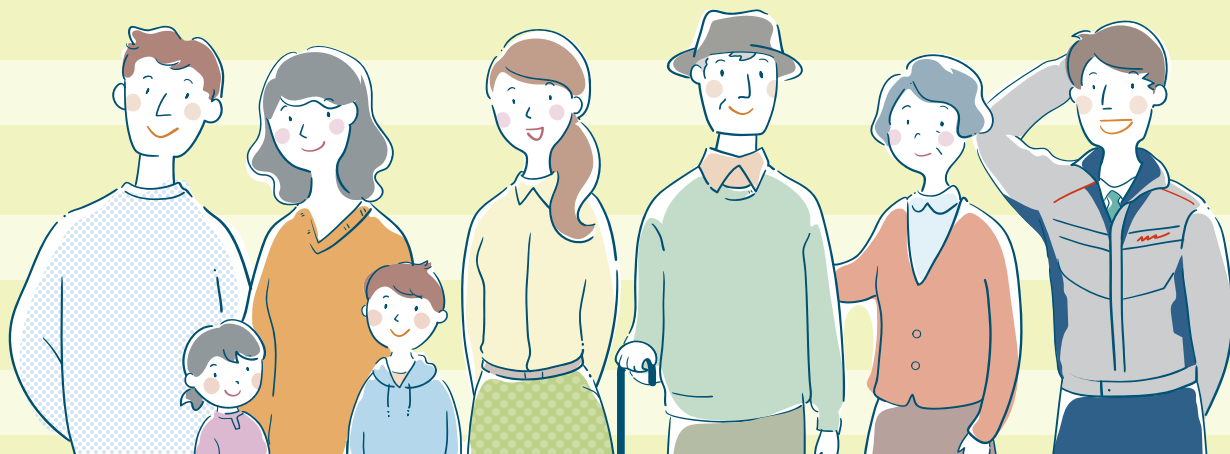


川崎重工グループの皆さまへ

川崎重工グループ専用割引適用!

Kawasaki保険ガイド

Kawasaki保険は、川崎重工業株式会社を契約者とし、
川崎重工グループの皆さまを加入者とする福利厚生制度の保険です。



Kawasaki
せいめい保険

万が一の
死亡リスクには

Kawasaki
せいかつ保険

日常生活の
幅広いリスクには

Kawasaki
終身医療保険

一生涯の補償が
必要な方へ

Kawasaki
積立年金

将来の資金を
積立てたい方へ

幅広いラインナップで川崎重工グループの皆さまの生活をお守りします。

2025年度

申込締切日

2025年4月18日(金曜日)

申込先

〔事務委託先・取扱代理店〕
(株)カワサキライフコーポレーション(KLC)
保険事業部 各営業所

川崎重工業株式会社

せいめい保険

せいかつ保険

終身医療保険

積立年金

せいめい保険

せいかつ保険

終身医療保険

積立年金

重要事項説明書

Kawasakiせいめい保険

1年更新型

申込方法



「死亡・高度障害リスク」に備える保険

ポイント① 団体保険としての割引を適用!

ポイント② 配当金を毎年9月に還元!

* 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。



(過去3年平均配当還元率(年間払込保険料に対する配当金の割合) 約**46.7%**)

30歳男性 保障額1,000万円の場合(過去3年平均<2021年度~2023年度(保険期間: 2021年7月1日~2024年6月30日)>)

※ 上記は3年間の平均年間払込保険料と配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

また、剰余金が生じた場合の配当金のお受取りには一定の制限があります。詳細については5ページをご確認ください。

ポイント③ 3つの告知による申込み手続きで、保障額は毎年見直し可能!

※ 健康状態等によってはご加入・増額できない場合があります。

※ 告知に関しては、36~37ページ「正しく告知いただくために」をご確認ください。

加入できる方

役員、従業員(試用社員、契約社員、実習生を除く)、その配偶者、こどももお申込みができます。

※ 詳細については5ページをご確認ください

保険期間

2025年7月1日~2026年6月30日

ご加入後は、毎年自動更新できます。

(注) 保険料は、毎年の更新日に再計算します。

お申込み手続き

新規に加入される方は、専用Webサイトでお手続き、または「申込書兼告知書」を(株)カワサキライフコーポレーション保険事業部 各営業所へご提出ください。本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。

すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。(専用Webサイト、「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはありません。)

この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

その他内容の変更(脱退を含みます。)がある方は、専用Webサイトでお手続き、または「申込書兼告知書」をご提出ください。内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、お手続きは不要です。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら



意向確認書

ご自身のご意向に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のご意向をお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

● 死亡保障・高度障害保障の確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のご意向に合致しているかご確認ください。

● チェック欄

☐ 保障内容はご意向に合致していますか。

☐ ご自身が選択された保障額および保険料ならびにその他の商品内容はご意向に合致していますか。

● 保障額と保険料

【本人・配偶者】

◇ 加入者の保険年齢は、2025年7月1日現在の満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。(例: 35歳7カ月の加入者の方の保険年齢は36歳となります。)
◇ 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は7月給与から)

対象	死亡保険金額 (高度障害保険金額)	保険 年齢 性別	月払保険料(概算)							
			15歳～35歳 (H2.1.2生～ H23.1.1生)	36歳～40歳 (S60.1.2生～ H2.1.1生)	41歳～45歳 (S55.1.2生～ S60.1.1生)	46歳～50歳 (S50.1.2生～ S55.1.1生)	51歳～55歳 (S45.1.2生～ S50.1.1生)	56歳～60歳 (S40.1.2生～ S45.1.1生)	61歳～65歳 (S35.1.2生～ S40.1.1生)	66歳～70歳 (S30.1.2生～ S35.1.1生)
従業員本人	5,000万円	男性	5,930円	6,470円	7,370円	8,870円	11,120円	14,300円	19,820円	27,470円
		女性	5,210円	6,080円	6,560円	7,640円	8,960円	10,310円	12,380円	15,320円
	4,500万円	男性	5,337円	5,823円	6,633円	7,983円	10,008円	12,870円	17,838円	24,723円
		女性	4,689円	5,472円	5,904円	6,876円	8,064円	9,279円	11,142円	13,788円
	4,000万円	男性	4,744円	5,176円	5,896円	7,096円	8,896円	11,440円	15,856円	21,976円
		女性	4,168円	4,864円	5,248円	6,112円	7,168円	8,248円	9,904円	12,256円
	3,500万円	男性	4,151円	4,529円	5,159円	6,209円	7,784円	10,010円	13,874円	19,229円
		女性	3,647円	4,256円	4,592円	5,348円	6,272円	7,217円	8,666円	10,724円
従業員の配偶者※	3,000万円	男性	3,558円	3,882円	4,422円	5,322円	6,672円	8,580円	11,892円	16,482円
		女性	3,126円	3,648円	3,936円	4,584円	5,376円	6,186円	7,428円	9,192円
	2,500万円	男性	2,965円	3,235円	3,685円	4,435円	5,560円	7,150円	9,910円	13,735円
		女性	2,605円	3,040円	3,280円	3,820円	4,480円	5,155円	6,190円	7,660円
	2,000万円	男性	2,372円	2,588円	2,948円	3,548円	4,448円	5,720円	7,928円	10,988円
		女性	2,084円	2,432円	2,624円	3,056円	3,584円	4,124円	4,952円	6,128円
	1,500万円	男性	1,779円	1,941円	2,211円	2,661円	3,336円	4,290円	5,946円	8,241円
		女性	1,563円	1,824円	1,968円	2,292円	2,688円	3,093円	3,714円	4,596円
	1,000万円	男性	1,186円	1,294円	1,474円	1,774円	2,224円	2,860円	3,964円	5,494円
		女性	1,042円	1,216円	1,312円	1,528円	1,792円	2,062円	2,476円	3,064円
	700万円	男性	830円	905円	1,031円	1,241円	1,556円	2,002円	2,774円	3,845円
		女性	729円	851円	918円	1,069円	1,254円	1,443円	1,733円	2,144円
	500万円	男性	593円	647円	737円	887円	1,112円	1,430円	1,982円	2,747円
		女性	521円	608円	656円	764円	896円	1,031円	1,238円	1,532円
	300万円	男性	355円	388円	442円	532円	667円	858円	1,189円	1,648円
		女性	312円	364円	393円	458円	537円	618円	742円	919円
	200万円	男性	237円	258円	294円	354円	444円	572円	792円	1,098円
		女性	208円	243円	262円	305円	358円	412円	495円	612円
	100万円	男性	118円	129円	147円	177円	222円	286円	396円	549円
		女性	104円	121円	131円	152円	179円	206円	247円	306円

※従業員の配偶者の保険料は、配偶者の性別に基づきご確認ください。(上限3,000万円です。)

【こども】

死亡 保険金額 (高度障害保険金額)	月払保険料(確定)
	保険年齢 3歳～22歳 (H15.1.2生～R5.1.1生)
400万円	280円
300万円	210円
200万円	140円
100万円	70円

◇ 本人・配偶者の保険料は概算保険料です。確定保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2025年7月1日)から適用します。なお、上記概算保険料には特別優良割引(※)・健康経営割引を適用しておりますが、この保険契約の加入者数や保険金等のお支払い状況等の変化によって、割引不適用となり、確定保険料が概算保険料より高くなる場合があります。また、保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。

(※)特別優良割引とは、一定の加入率基準、加入者数基準および直前3カ年連続の死亡保険金等支払率が所定の要件を満たす団体に対して適用される制度です。

◇ 年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

◇ こどもの保険料は1人あたりの確定保険料です。

◇ 記載の保険料は、確定保険料を含め、2024年12月6日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

◇ 保険年齢70歳を超えた加入者の保険料については次ページでご案内します。 日本一団-2024-454-11964-M(R6.12.3)

●保障額と保険料
【本人・配偶者】

対象	死亡保険金額 (高度障害保険金額)	保険 年齢 性別	月払保険料(概算)				
			71歳 (S29.1.2生~ S30.1.1生)	72歳 (S28.1.2生~ S29.1.1生)	73歳 (S27.1.2生~ S28.1.1生)	74歳 (S26.1.2生~ S27.1.1生)	75歳 (S25.1.2生~ S26.1.1生)
従業員本人	5,000万円	男性	34,730 円	38,030 円	41,810 円	46,220 円	51,440 円
		女性	19,040 円	20,750 円	22,760 円	25,010 円	27,410 円
	4,500万円	男性	31,257 円	34,227 円	37,629 円	41,598 円	46,296 円
		女性	17,136 円	18,675 円	20,484 円	22,509 円	24,669 円
	4,000万円	男性	27,784 円	30,424 円	33,448 円	36,976 円	41,152 円
		女性	15,232 円	16,600 円	18,208 円	20,008 円	21,928 円
	3,500万円	男性	24,311 円	26,621 円	29,267 円	32,354 円	36,008 円
		女性	13,328 円	14,525 円	15,932 円	17,507 円	19,187 円
	3,000万円	男性	20,838 円	22,818 円	25,086 円	27,732 円	30,864 円
		女性	11,424 円	12,450 円	13,656 円	15,006 円	16,446 円
従業員の配偶者※	2,500万円	男性	17,365 円	19,015 円	20,905 円	23,110 円	25,720 円
		女性	9,520 円	10,375 円	11,380 円	12,505 円	13,705 円
	2,000万円	男性	13,892 円	15,212 円	16,724 円	18,488 円	20,576 円
		女性	7,616 円	8,300 円	9,104 円	10,004 円	10,964 円
	1,500万円	男性	10,419 円	11,409 円	12,543 円	13,866 円	15,432 円
		女性	5,712 円	6,225 円	6,828 円	7,503 円	8,223 円
	1,000万円	男性	6,946 円	7,606 円	8,362 円	9,244 円	10,288 円
		女性	3,808 円	4,150 円	4,552 円	5,002 円	5,482 円
	700万円	男性	4,862 円	5,324 円	5,853 円	6,470 円	7,201 円
		女性	2,665 円	2,905 円	3,186 円	3,501 円	3,837 円
	500万円	男性	3,473 円	3,803 円	4,181 円	4,622 円	5,144 円
		女性	1,904 円	2,075 円	2,276 円	2,501 円	2,741 円
	300万円	男性	2,083 円	2,281 円	2,508 円	2,773 円	3,086 円
		女性	1,142 円	1,245 円	1,365 円	1,500 円	1,644 円
	200万円	男性	1,389 円	1,521 円	1,672 円	1,848 円	2,057 円
		女性	761 円	830 円	910 円	1,000 円	1,096 円
	100万円	男性	694 円	760 円	836 円	924 円	1,028 円
		女性	380 円	415 円	455 円	500 円	548 円

※従業員の配偶者の保険料は、配偶者の性別に基づきご確認ください。(上限3,000万円です。)

- ◇上記は概算保険料です。
確定保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2025年7月1日)から適用します。
なお、上記概算保険料には特別優良割引(※)・健康経営割引を適用しておりますが、この保険契約の加入者数や保険金等のお支払い状況等の変化によって、割引不適用となり、確定保険料が概算保険料より高くなる場合があります。
また、保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。
- ◇同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- ◇加入者の保険年齢は、2025年7月1日現在の満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

(※)特別優良割引とは、一定の加入率基準、加入者数基準および直前3カ年連続の死亡保険金等支払率が所定の要件を満たす団体に対して適用される制度です。

当パンフレットには川崎重工工業株式会社と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。

「正しく告知いただくために」とあわせてお申込み前に必ずお読みください。

なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。

専用 Web サイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

●加入資格

以下の加入資格を満たし、かつ専用Webサイトまたは「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる方もしくは「被保険者の告知書」を提出いただき保険会社が承諾した方。

以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

本人	川崎重工グループに勤務する役員・従業員(試用社員、契約社員、実習生を除く)の方で 新規加入・増額は、 年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下 (昭和30年1月2日～平成23年1月1日生まれ)の方。 継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
配偶者	この保険に加入している役員・従業員(試用社員、契約社員、実習生を除く)の配偶者(入籍者のみ)の方で 新規加入・増額は、 年齢満18歳以上70歳6カ月以下 (昭和30年1月2日～平成19年7月1日生まれ)の方。 継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
子ども	この保険に加入している役員・従業員(試用社員、契約社員、実習生を除く)の方が扶養することも(※)で 年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下 (平成15年1月2日～令和5年1月1日生まれ)の方。 ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。 この場合、保障額は同一となります。 (※)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

- <ご注意> ①ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
③配偶者・子どものみで加入することはできません。(必ず本人も加入してください。)
④配偶者・子どもは、**本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。**
⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
⑥本人が退職・転籍等で上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約から脱退となります。

●効力発生日および保険期間

◇効力発生日：**2025年7月1日**

◇保険期間は**2025年7月1日～2026年6月30日**までです。以降は毎年7月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

なお、原則、退職以外の事由により、保険期間の途中で脱退することはできません。

◇退職者の方は保険料を控除した月の末日まで保障し、翌月から脱退扱いとなります。

●配当金

◇この保険契約は、1年ごとにグループ内で収支計算を行い、**剰余金が生じた場合は、加入者に配当金を受取り**いただくしくみになっています。

配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。

◇保険期間の途中で脱退された方は配当金をお受取りになれません。

●受取人

◇本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。

◇配偶者・子どもの死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

◇本人および配偶者の高度障害保険金受取人は加入者ご自身です。

◇子どもの高度障害保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

●この保険契約から脱退いただく場合

◇本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。

◇更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。

◇配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。

①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障害保険金が支払われた場合には、本人が高度障害状態に該当された日

②加入資格を失われた日

③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日

◇この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。

(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)

●加入内容の確認

◇加入契約内容については、加入者ダイレクト(Webサービス)からご確認ください。詳細については、Kawasaki保険総合サイトをご確認ください。

●保険金の年金受取り

◇保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。

※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合
種類	受取期間					
確定年金	5年 ・ 10年	定額型 (一定の年金年額を受取る)	以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り (6カ月ごと) ③年4回受取り (3カ月ごと)	以下のいずれかを選択 (2月1日 5月1日 8月1日 11月1日)	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取を請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】

・年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下の方法となります。

○利息をつけて積立てる方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(措置期間)の配当金のお支払方法について】

・所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。

(*)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

※第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)

※年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。

●保険金のお支払いについて

◇死亡保険金

引受保険会社は、加入者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

◇高度障害保険金

引受保険会社は、加入者がこの保険契約への加入日(※1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(※2)に定める高度障害状態のいずれかになられた場合、高度障害保険金をお支払いします。
なお、上記によって高度障害保険金が支払われた場合には、この保険契約のその加入者に対する部分は、高度障害状態になられた時に消滅したものととして取扱いします。したがって、高度障害保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(※1)その加入者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(※2)対象となる「高度障害状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの

2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの

3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

4. 胸部腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障害状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害(視力障害)
(1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはしゃくの障害
(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
① 音声構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不能となり、その回復の見込のない場合
③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
(2)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

●保険金をお支払いしない場合等

【主契約】

- ◇引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
- ・加入者の自殺。ただし、その加入者がそのご加入(※1)日から起算して1年を超えて継続して加入者であった場合には、保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者・加入者の故意。
 - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。(※2)

(※1)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

(※2)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された加入者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少なく引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障害保険金】

◇高度障害保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(※1)時以後に生じた場合にかぎります。(原因となる傷病がご加入(※1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。したがって、原因となる傷病がご加入(※1)時に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障害保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

- 告知義務違反による解除の場合
ご加入(※1)のお申込みの際に保険契約者または加入者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその加入者のご加入(※1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
- 詐欺による取消の場合
保険契約者または加入者の詐欺により、この保険契約の締結・加入者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその加入者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 不法取得目的による無効の場合
保険契約者または加入者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・加入者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその加入者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
- 重大事由による解除の場合
次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその加入者に対する部分を解除することがあります。
(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)
① 保険契約者、加入者(死亡保険金の場合は加入者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐欺する目的または他人に詐欺させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
③ 保険契約者、加入者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。
(ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、加入者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

●退職後の制度について

【他の保険(個人保険)のご案内】

- ◇退職時までKawasakiせいめい保険に継続して2年を超えて加入していた退職者本人・配偶者・子どもについては、Kawasakiせいめい保険脱退日から1カ月以内に加入手続き(一時払の場合には保険料のお払込みも含む)が完了すること、退職時の加入保険金額の範囲内であることを条件として、告知・診査なしで以下の個人保険に加入することができます。
- ・終身保険、養老保険
- この場合に適用される契約年齢と保険料率は、個人保険加入時点の年齢に基づきます。また、個人保険商品によって加入いただける保険金額・契約年齢等に制限があります。

<保険料会社負担による保険>

当制度では、会社が保険料を負担して、以下のとおり保険会社と保険契約を締結しています。
従業員の方に万一の事態が生じた場合、社内規定に基づいてご遺族にお支払いする社長香典に保険金を充当します。
特段のお申出がない場合には、当件について同意したものとみなします。
また、保険料会社負担による保険の加入対象者の個人情報の取扱いは、当パンフレットに記載している個人情報の取扱いのとおりです。

加 入 対 象 者	川崎重工業株式会社、カワサキモータース株式会社、川崎車両株式会社が在籍の従業員(試用社員、契約社員、実習生、嘱託を除く)
保 険 金 額	死亡保険金額・高度障害保険金額 一律100万円
保 険 金 受 取 人	労働者災害補償保険法第16条の7に基づく従業員のご遺族(配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順(※)) ※高度障害保険金の受取人は本人(主たる被保険者)です。

(※)子・父母・孫・祖父母については加入対象者である従業員の死亡当時、従業員によって生計を維持されていた者が優先されます。詳細については条文をご確認ください。

※本人(主たる被保険者)のご加入が、保険料会社負担による保険のみである場合、配偶者・子どもはご加入になりません。また、配偶者・子どもが加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額で申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料会社負担による保険は含まれませんので、ご注意ください。

「申込書兼告知書」の記入例

内容変更なく継続加入される方は「申込書兼告知書」のご提出は不要です。

<注意いただきたいこと>

- ・黒のボールペンで強くご記入ください。
- ・内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消し訂正のうえ、申込印と同一印で訂正印を押印してください。
- ・配偶者、こどもの死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- ・新規加入・内容変更(脱退を含みます。)される方は、「申込書兼告知書」の1・2枚目を(株)カワサキライフコーポレーション 保険事業部 各営業所へご提出ください。(3枚目は「加入者控」です。)

■記入例

1 各会社の会社コード (Kawasaki保険ガイドP31) をご記入ください。

2 従業員番号をご記入ください。

3 「申込書兼告知書」を記入した日 (令和7.4.1~4.18の日付) をご記入ください。告知日として重要です。

4 ◇新規加入される方
氏名・性別・生年月日・ご希望の保険金額
をご記入ください。

◇内容変更される方
増額・減額の場合…
氏名・性別・生年月日・増額・減額後の
保険金額(今回申込みされる金額)を
ご記入ください。

脱退の場合…「0」をご記入ください。

5 配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ
以下の保険金額でお申込みください。
配偶者および子どもの申込みを希望される
場合は、氏名・性別・生年月日・ご希望の保険
金額をご記入ください。

6 3枚全てに押印してください。(スタンプ印可)
本人・配偶者は各々別の申込印を押印して
ください。
なお、子どもが未成年の場合、本人印(親権者
印)を押印してください。

7 ◇新規加入される方
・「死亡保険金受取人」を原則2親等以内
の血族または配偶者から選択し、ご記入
ください。

・「続柄コード」に以下をご確認のうえ、
コードをご記入ください。
(配偶者…1 子ども…2 父母…3 祖父
母…4 兄弟姉妹…5 法定相続人…6
その他…9)

・「人数」に死亡保険金受取人の人数をご
記入ください。

「続柄コード」が「その他(9)」の場合や
「人数」が複数になる場合は、(株)カワサキ
ライフコーポレーションへお申し出のう
え、別途「死亡保険金受取人指定書」を
ご提出ください。

◇死亡保険金受取人を変更される方
(株)カワサキライフコーポレーションへお
申し出のうえ、別途「死亡保険金受取人
指定書」をご提出ください。(※)

8 「申込書兼告知書」裏面の質問事項をご確
認のうえ、本人(主たる被保険者)が新規加
入・増額を希望する申込者の告知をとりま
とめいただき、1または2に○印をご記入く
ださい。

申込者全員の質問事項に対する答えが全
て「いいえ」となる場合→1に○印

1名でも質問事項に対する答えが「はい」と
なる場合や質問事項に対する答えに迷われ
る場合→2に○印

【「はい」の答えがある申込者氏名】欄
に該当者の氏名をカタカナでご記入く
ださい。また(株)カワサキライフコーポ
レーションへお申し出のうえ、別途「被
保険者の告知書」をご提出ください。保
険会社にて新規加入・増額の可否を判
断します。

当「申込書兼告知書」は記入例用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

(※)死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

Kawasakiせいかつ保険

(団体総合生活保険)

「日常生活のリスク」を幅広く
サポートする保険

申込方法



ポイント①

川崎重エググループのスケールメリットを
活かした団体割引等を適用!



ポイント②

補償を自由に選択・組合せ可能!



ポイント③

退職後も継続可能!



医療補償 既加入者 (特定疾病等不担保特約が付帯されている) 方へ

- 再告知することで、補償対象外となっている病気を対象にすることができる場合があります。



こんな方にオススメ!

- 新入社員、中途入社の方
- 割安な保険料で医療・がん・傷害補償を得たい方
- 今入っている保険をさらに充実させたい方



加入できる方

役員、従業員 (契約社員、実習生を除く)
配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹も加入できます。



保険期間

2025年7月1日 (午後4時) ~ 2026年7月1日 (午後4時)

一度加入すると、以降は毎年自動更新できます。

(注) 補償内容と保険料は年度により見直すことがあります。



各コースの補償内容

各補償項目の保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、40～50ページ「特に重要なお知らせ」の「Kawasakiせいかつ保険 補償の概要等」をご覧ください。

■ 医療

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）	M1	M2	M3	M4	女性医療 付			
							M1J	M2J	M3J	M4J
疾病入院	病気（がん含む）による入院（1日目から、1入院120日限度、通算限度日数なし）	5,000円/日	●	●	●	●	●	●	●	●
疾病手術	病気（がん含む）による所定の手術を受けたとき	2.5・5・20万円	●	●	●	●	●	●	●	●
放射線治療	病気（がん含む）やケガで放射線治療を受けたとき（施術の開始日から、60日の間に1回限度）	5万円	●	●	●	●	●	●	●	●
総合先進医療	厚生労働大臣が定める先進医療（ケガによるものを含む）を受けたとき	300万円までの実額＋一時金10万円（※1）	●	●	●	●	●	●	●	●
成人病追加支払	成人病（がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）による入院・手術・放射線治療をしたとき（支払日数条件は疾病入院と同じ）	入院5,000円/日 手術2.5・5万円 放射線治療5万円	●	●			●	●		
退院後通院	病気で入院し退院後180日以内におけるその病気の治療を目的とした通院（1入院後90日限度）	2,500円/日	●		●		●		●	
女性医療 〔女性入院（※2）〕 〔女性形成治療（※3）〕	女性特有の病気（乳がん・子宮筋腫・妊娠に関連した合併症など）により入院したとき（1日目から、1入院120日限度、通算限度日数なし） ケガまたは病気による所定のはん痕形成術・変形形成術・乳房切除術のいずれかの手術を受けたとき	〔女性入院〕 5,000円/日 〔女性形成治療〕 10・20万円					●	●	●	●

●すでにご加入されている契約に特定疾病等不担保特約が付帯されている場合は、再告知することで補償対象外となっている疾病を補償対象にすることができる場合があります。

（※1）一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限りです。

（※2）女性入院保険金の対象 一般に女性が罹患しやすいとされる所定の疾病（悪性新生物・良性新生物や糖尿病、心疾患等も含む）

（※3）女性形成治療保険金の対象
・はん痕形成術（外傷・やけど、または手術などによるはん痕（傷跡）を目立たなくする手術）
・変形形成術（後天的に変形した足ゆびを治す手術）
・乳房切除術（乳房を切除する手術）

■ がん

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）	G1	G1S	抗がん剤治療付	
					G1K	G1KS
がん入院	がんによる入院（1日目から、限度日数なし）	5,000円/日	●	●	●	●
がん手術	がんによる所定の手術を受けたとき	5・10・20万円	●	●	●	●
がん通院	がんで三大治療（※）のために通院したとき（入院の有無を問わず、支払日数の制限なし） がんによる入院（日帰り入院含む）において、その前後の三大治療（※）以外のために通院したとき（1入院につき425日限度）	2,500円/日	●	●	●	●
がん退院後療養	がんによる20日以上継続入院後退院したとき	一時金10万円	●	●	●	●
がん診断一時金	がんと診断確定されたとき	一時金100万円		●		●
抗がん剤治療	抗がん剤治療を受けたとき（支払限度月数60か月）	5万円/月			●	●

（※）三大治療とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療のことを指します。

■ 介護

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額
介護一時金 （独自基準追加型（要介護2））	被保険者本人が 公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けたとき、または 引受保険会社所定の要介護状態（※）と診断され、その状態が90日を超えて継続したとき	100万円・200万円・300万円

（※）引受保険会社所定の要介護状態については、「特に重要なお知らせ」にてご確認ください。

■ 傷害（日常生活全般コース）

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）
傷害入院	ケガによる入院（事故日から180日間）	3,000円/日
傷害手術	ケガによる所定の手術を受けたとき（事故日から180日以内）	1.5・3万円
傷害通院	ケガによる通院（事故日から180日間での90日限度）	2,500円/日

■ 個人賠償責任

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）
個人賠償責任	他人に損害を与え法律上の損害賠償責任を負ったとき	国内無制限/国外1億円

■ 携行品損害

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）
携行品損害	外出先で身の回り品（※）が損害を被ったとき	20万円（免責金額5,000円/事故）

（※）補償の対象とならない身の回り品もありますので、「特に重要なお知らせ」にてご確認ください。

■ オプション

<救済者費用>（医療、がん、介護、傷害 いずれかと合わせてご加入ください）

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）
救済者費用等	緊急な捜索・救助を必要とする状態に陥ったとき	500万円

<ホールインワン・アルバトロス費用>（医療、がん、介護、傷害、個人賠償 いずれかと合わせてご加入ください）

	このようなときに保険金が支払われます	保険金額（1口）
ホールインワン・アルバトロス費用	ホールインワン・アルバトロス（国内のみ）で祝賀会、記念品等の費用がかかったとき	30万円

各コースの年齢別保険料（1口あたり/月）

◇保険料は2025年7月1日時点での満年齢で計算します。
◇保険料は毎月の給与から控除します。（第1回目は9月給与から）
◇本誌に載っていないコースの保険料は「特に重要なお知らせ」をご覧ください。
◇団体割引25%、損害率による割引20%、大口団体契約割引10%適用
※損害率による割引、大口団体契約割引は、天災危険補償特約には適用されません。

■ 医療（加入はいずれかのコース・1口のみ）

年齢 \ コース	M 1	M 2	M 3	M 4	女性医療 付			
					M1J	M2J	M3J	M4J
0～4歳	390円	370円	370円	350円	450円	430円	430円	410円
5～9歳	300円	280円	280円	260円	360円	340円	340円	320円
10～14歳	280円	260円	260円	240円	340円	320円	320円	300円
15～19歳	310円	290円	290円	270円	400円	380円	380円	360円
20～24歳	440円	410円	410円	380円	630円	600円	600円	570円
25～29歳	500円	460円	450円	410円	790円	750円	740円	700円
30～34歳	540円	500円	470円	430円	880円	840円	810円	770円
35～39歳	620円	570円	510円	460円	910円	860円	800円	750円
40～44歳	730円	670円	580円	520円	1,020円	960円	870円	810円
45～49歳	1,000円	920円	760円	680円	1,370円	1,290円	1,130円	1,050円
50～54歳	1,340円	1,230円	990円	880円	1,810円	1,700円	1,460円	1,350円
55～59歳	1,970円	1,800円	1,400円	1,230円	2,610円	2,440円	2,040円	1,870円
60～64歳	2,870円	2,610円	2,030円	1,770円	3,750円	3,490円	2,910円	2,650円
65～69歳	4,060円	3,650円	2,820円	2,410円	5,330円	4,920円	4,090円	3,680円
70～74歳	5,780円	5,060円	4,030円	3,310円	7,800円	7,080円	6,050円	5,330円
75～79歳	7,390円	6,420円	5,150円	4,180円	10,320円	9,350円	8,080円	7,110円
80～84歳	9,050円	8,030円	6,230円	5,210円	12,790円	11,770円	9,970円	8,950円
85～89歳	10,040円	9,020円	6,390円	5,370円	14,510円	13,490円	10,860円	9,840円
90歳	11,880円	10,860円	7,080円	6,060円	17,070円	16,050円	12,270円	11,250円
加入口数	1口							

加入時の注意事項

- 複数のコースに加入することはできません。
- 告知が必要なコース変更の場合、告知の内容によっては加入できないことがあります。

■ がん（加入はいずれかのコースのみ）

年齢 \ コース	G1	G1S	抗がん剤治療付	
			G1K	G1KS
0～4歳	30円	100円	40円	110円
5～9歳	30円	110円	50円	130円
10～14歳	30円	150円	50円	170円
15～19歳	30円	120円	60円	150円
20～24歳	30円	80円	80円	130円
25～29歳	50円	150円	110円	210円
30～34歳	100円	260円	200円	360円
35～39歳	160円	390円	340円	570円
40～44歳	250円	590円	560円	900円
45～49歳	370円	840円	810円	1,280円
50～54歳	460円	1,230円	1,080円	1,850円
55～59歳	680円	1,890円	1,540円	2,750円
60～64歳	1,060円	2,820円	2,270円	4,030円
65～69歳	1,440円	3,780円	3,020円	5,360円
70～74歳	1,820円	4,730円	3,850円	6,760円
75～79歳	2,050円	5,560円	4,340円	7,850円
80～84歳	2,260円	6,380円	4,540円	8,660円
85～89歳	2,390円	7,100円	4,320円	9,030円
90歳	2,530円	7,830円	4,220円	9,520円
加入口数	1口～3口		1口のみ	

加入時の注意事項

- 複数のコースに加入することはできません。
- 告知の内容によっては加入・変更できないことがあります。
- 口数を増やす場合、告知の内容によっては口数を増やせないことがあります。

■ 介護（加入はいずれかのコース・1口のみ）

年齢 \ コース	100万円 (KG 1)	200万円 (KG 2)	300万円 (KG 3)
0～24歳	10円	10円	10円
25～29歳	10円	10円	20円
30～34歳	10円	20円	40円
35～39歳	20円	50円	70円
40～44歳	50円	90円	140円
45～49歳	60円	110円	170円
50～54歳	80円	150円	230円
55～59歳	110円	220円	330円
60～64歳	240円	470円	710円
65～69歳	490円	980円	1,470円
70～74歳	1,080円	2,150円	3,230円
75～79歳	2,470円	4,940円	7,410円
80～84歳	4,670円	9,350円	14,020円
加入口数	1口		

加入時の注意事項

- 複数のコースに加入することはできません。
- 保険期間中の変更はその変更内容によってできない場合があります。
- 保険金が支払われた場合は、その時点で被保険者の補償は終了し、次年度以降、本補償に加入できません。
- 健康状態の告知は、加入者による代理告知が可能です。

■ 傷害

	個人型	家族型	加入口数
天災補償 あり	個人型 (SY1T)	家族型 (SY2T)	1口～3口
	620円	2,160円	
天災補償 なし	個人型 (SY1)	家族型 (SY2)	
	550円	1,930円	

天災補償ありを選ぶと地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償されます。

加入時の注意事項

- 家族型において各被保険者の保険金額は同額となります。
- 団体の構成員とそのご家族それぞれが「保険の対象となる方ご本人」としてご加入する場合、ご家族の保険金額が団体の構成員の保険金額を上回らないタイプおよび口数を選択してください。

■ 個人賠償責任

個人・家族型 (BA1)	加入口数
160円	1口

■ 携行品損害

個人型 (KE1)	家族型 (KE2)	加入口数
70円	100円	1口

■ オプション

	個人型 (KY1)	家族型 (KY2)	加入口数
救 援 者 費 用 等	20円	60円	1口
	個人型 (HA1)	家族型 (HA2)	加入口数
ホ ー ル イ ン ワ ン ・ ア ル バ ト ロ ス 費 用	200円	470円	1口

加入時の注意事項

それぞれの補償は以下の補償のいずれかと合わせてご加入ください。
 救援者費用等：「医療」、「がん」、「介護」、「傷害」
 ホールインワン・アルバトロス費用：「医療」、「がん」、「介護」、「傷害」、「個人賠償責任」

Kawasakiせいかつ保険ご加入にあたって

1. ご加入内容の確認

「特に重要なお知らせ」の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそって、以下の点を確認ください。

- (1) 補償内容がご希望に合致した内容となっていること
- (2) 加入・変更申込書の記載内容等
⇒記載内容等に誤りがある場合はKLCにお問い合わせください。
- (3) 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明）の内容

2. 被保険者になれる方

A	川崎重工グループの役員・従業員本人
B	Aの配偶者（※1）・子・両親・兄弟姉妹
C	B以外のAと同居の親族（※2）（傷害家族型への加入はできません）

（※1）配偶者とは、法律上の配偶者のほか、内縁および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方（※）を含みます（以下、同様とします。）。（※）一定の要件がありますので、詳細はKLCにお問合せください。
（※2）親族とは、6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。ただし、上記Bを除きます（以下、同様とします。）。

3. 被保険者本人の年齢条件

補償の種類	年齢条件
医療・がん	2025年7月1日時点で満90歳以下の方
介護	2025年7月1日時点で満84歳以下の方
傷害・個人賠償責任・携行品・救済者費用等・ホールインワン・アルバイトロス費用	年齢条件はありません

4. 補償を受けられる範囲

補償の範囲	補償の種類	医療 がん 介護	傷害・携行品・救済者費用等・ホールインワン・アルバイトロス費用		個人賠償責任（※1）
			個人型	家族型	個人・家族型
①被保険者本人		○	○	○	○
②被保険者本人の配偶者（※2）				○	○
③被保険者本人または配偶者の同居の、子・両親・兄弟姉妹・親族（※2）				○	○
④被保険者本人または配偶者の別居の未婚（※3）の子（※2）				○	○

（※1）ご本人が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、その親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となります（未成年者または責任無能力者に起因する事故に限ります。）。
（※2）傷害、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。
（※3）未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

5. 保険期間と初回保険料引去月

保 險 期 間：2025年7月1日（午後4時）～2026年7月1日（午後4時）
責 任 開 始 日：2025年7月1日（午後4時）
初回保険料引去月：2025年9月 保険開始月の2か月後の給与から毎月引去

6. 保険料控除

医療・がん・介護の保険料は介護医療保険料控除の対象です。

7. 加入者票

加入内容についてはマイページ（東京海上日動火災保険のお客さま専用ページ（Webサービス））からご確認ください。

8. 退職した場合

加入者が退職等により川崎重工グループの役員・従業員でなくなった場合は、KLCまで必ずお申し出ください。退職後のご加入につきましても、在職中と同様に団体契約（OB団体契約）の取扱いになります（ただし、保険料は年払とし、個人口座からの振替とさせていただきます。）。

9. 団体契約

- (1)この保険契約は、川崎重工業株式会社が保険契約者となり、川崎重工グループの役員・従業員等を被保険者とする団体契約です。したがって、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として川崎重工業株式会社が保有いたします。対象となる川崎重工グループ会社は31ページにてご確認ください。
- (2)団体契約の保険料については、被保険者数等に応じて団体割引等が適用されます。

10. 引受保険会社

- (1) 医療・がん・介護：東京海上日動火災保険㈱
- (2) (1)以外：東京海上日動火災保険㈱（幹事）、損害保険ジャパン㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱
- 前項(2)は上記保険会社による共同保険であり、東京海上日動火災保険㈱が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合についてはKLCにご確認ください。

11. 前年度補償内容等からの改定点

補償種類	改定項目	概要
個人賠償責任補償	保険料改定および補償拡大	昨今のインフレーションの進行および保険金のお支払実績等を踏まえ、「個人賠償責任補償特約」の保険料を引き上げます（*1）。また、学校等から貸与されているノートパソコン・タブレット端末等を受託品賠償の補償対象とします。 (*1)「ゴルフ賠償責任補償特約」がセットされている場合、保険料改定は行いません。
ホールインワン補償	「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」の保険料改定	直近の保険金お支払実績等を踏まえ、「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」の保険料を引き上げます。
個人賠償責任補償、携行品損害補償	「ドローン」の取扱いの明確化	「ラジコン模型」に含めて取り扱っている「ドローン」について、分かりやすさの観点から、保険の対象等に含まれないことを明確化します。
交通事故傷害危険のみ補償、個人賠償責任補償、携行品損害補償、救援者費用等補償	道路交通法改正に伴う改定	新たなモビリティの定義やその交通方法が整備された道路交通法の改正を踏まえ、「原動機付自転車」の定義や「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」の取扱い等を明確化します。
傷害補償	「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」の保険料改定および引受けに関する規定改定	直近の保険金お支払実績等を踏まえ、「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」の保険料を引き上げます。また、本特約を保険期間の途中でセットすることおよび削除することを不可とします。
傷害補償	「交通事故傷害危険のみ補償特約」の補償拡大	「交通事故傷害危険のみ補償特約」において、原動機を用いるキックボードを「交通乗用具」に追加し、電動キックボード搭乗中等のケガについて補償対象とします。

このご案内は、2024年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

Kawasakiせいかつ保険ご加入にあたって

12. 加入者が受けられるサービス

Kawasakiせいかつ保険の加入者は、東京海上日動の下記サービスを受けることができます。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

●メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1:

24時間365日



0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。 *2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

●介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・電話介護相談

:午前9時～午後5時

・各種サービス優待紹介:午前9時～午後5時



0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス]www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

●デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間:

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・法律相談

:午前10時～午後6時

・税務相談

:午後2時～午後4時

・社会保険に関する相談:午前10時～午後6時

・暮らしの情報提供

:午前10時～午後4時



0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス]www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話で説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

加入者へのご連絡・お願い

- ①このKawasaki保険ガイドは、Kawasakiせいかつ保険の各種補償の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。不明な点等がございましたら、KLCまでお問い合わせください。
- ②Kawasakiせいかつ保険加入・変更申込書の告知欄には、補償の対象となる方のありのままをご記入ください。後日、告知した内容が事実と異なることが判明した場合はご加入が解除され、保険金がお支払できないことがあります。なお、お支払保険料についても払戻されないことがありますのでご注意ください。
- ③申込締切日までの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、自動更新となります。更新時には、年齢等により保険料が変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側から加入をお断りすることがあります。

●認知症アシスト

【対象となる補償】
介護補償にご加入いただいた場合

自動セット



脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

受付時間：
いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

- ・緊急連絡ステッカー：午前9時～午後5時
- ・「認知症の人と家族の会」紹介：午前9時～午後5時
- ☎ **0120-775-677**
- ・脳の健康度チェック：午前9時～午後5時
- ☎ **0120-002-531**
- ・認知症介護電話相談：午前9時～午後5時
- ☎ **0120-801-276**

検索支援サービス

【緊急連絡ステッカー】

「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします*1。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。

*1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中またはてん補期間中を通じて1回に限ります。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送します。

* ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、(一社)セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

【検索協力支援アプリ「みまもりあいアプリ」】

「みまもりあいアプリ」は、(一社)セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト*2」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方にあらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「検索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

*2 「緊急連絡ステッカー」と「検索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態(行方不明・事故等)に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

Android



iPhone



平仮名「みまもりあい」で検索、または左記二次元コードでアプリを取得しご利用ください。

こころの目でみまもりあえる街を。



脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

*本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。

*本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

*お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(「脳を鍛えるトレーニング」)をご利用いただけます。

監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。

本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング「脳を鍛えるトレーニング」

【ホームページアドレス】<https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修：川島隆太氏

*本トレーニングは医療行為を行うものではありません。

*本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

*お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*3」をご利用いただくことも可能です。

*3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会*4」をご紹介します。*5

*4 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。

*5 年会費については、お客様にご負担いただけます。

ご注意ください(各サービス共通)

●ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含まれます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。 ●ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。 ●一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。 ●各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。 ●メディカルアシストおよび介護アシストおよび認知症アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

④加入内容については、「マイページ(東京海上日動火災保険のお客様専用ページ(Webサービス))」からご覧いただき、ご意向どおりの内容を確認してください。

⑤事故のご報告・ご相談は、22ページをご覧ください。

⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供する旨ご留意ください。詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

⑦保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

加入依頼書（新規）記入例

<ご注意いただきたいこと>

- ・加入依頼書の **㊦** 票も合わせてご確認ください。
- ・訂正する場合は、二重線で抹消のうえ、訂正印を押印ください。
- ・**㊦**「告知の大切さに関するご案内」をご確認のうえ、健康状態告知が必要となるケースに該当する場合は、**㊦**「健康状態告知書」の質問にご回答ください。（なお、加入依頼書ではなく「**㊦**健康状態告知書」にそのままご記入・ご署名ください（加入依頼書に複写されます。）
- ・**㊦**「ご加入に際して」をご確認いただき、**㊦**「加入依頼書」に必要事項をもれなくご記入ください。
- ・**㊦**「加入依頼書」、**㊦**「原票」、**㊦**「代理店写」をご提出ください。
- ・**㊦**はお客様控えです。お手元に保管してください。

■ 記入例

1

ご記入日(加入依頼日)
必ずご記入ください(和暦)。

2

ご署名・ご捺印
㊦(ご加入に際して) ページ掲載の「ご加入時の同意内容」を確認の上、ご署名(フルネーム)

3

ご希望のお手続き
「新規に加入」に○

4

被保険者: お名前、生年月日・性別
◇ご加入者と同じ場合…必ず「ご加入者と同じ」に○をつけてください。
◇ご加入者と異なる場合…お名前(氏名)、生年月日・性別を必ずご記入ください。

5

加入者から見た続柄
㊦(ご加入に関して) ページ記載の続柄コード一覧を参照し、該当の2桁のコードをご記入ください。

6

他の保険契約等
該当がある場合は「あり」に○をつけ、加入依頼書裏面に具体的な内容をご記入ください。

7

被保険者: ご住所(住宅(建物))所在地
◇ご加入者と同じ場合…必ず「ご加入者と同じ」に○をつけてください。
◇ご加入者と異なる場合…郵便番号、カナ・漢字ともに必ずご記入ください。

8

職業・職務
【傷害補償加入の方のみ】**㊦**(ご加入に際して) ページ掲載の「職業・職務」コード一覧を参照し、該当の3桁コードを記入してください。

9

がん保険金受取人氏名(カナ)、被保険者本人から見た受取人の続柄
がん補償で被保険者本人の保険金受取人をご自身(被保険者本人)以外の方に指定する場合は、必ずご記入ください。なお、続柄は、**㊦**(ご加入に際して) ページ掲載の続柄コード一覧を参照し、該当の2桁のコードをご記入ください。

E k a w a s a k i せいかつ保険加入依頼書		東京海上日動火災保険株式会社 保険会社提出用	
1 記入日(加入依頼日) (必ずご記入ください) 令和 7 年 4 月 1 日 加入者 保険期間 令和 7 年 7 月 1 日~令和 8 年 7 月 1 日 払込方法・回数 団体・12回払			
2 郵便番号 123-4567 住所 カナ ざつケン カミガハラシ カワサキチョウ 1-2-3 漢字 岐阜県各務原市川崎町1-2-3		加入者 証券番号 生年月日 明治・大正・昭和 平成・令和 50 年 4 月 1 日 性別 男性 女性	
3 所屬名 カナ カワサキジュウコウヤウ 漢字 川崎重工業		所屬コード 0001 従業員番号 +234567 123000	
4 本人のお名前 カナ カワサキ ミドリ 漢字 川崎みどり			
5 生年月日 明治・大正・昭和 平成・令和 19 年 2 月 1 日			
6 性別 男性 女性			
7 本人のご住所 カナ サッポロシ チュウオウク オオドリキタ 4-5-601 漢字 札幌市中央区大通北4-5-601			
8 職業・職務 080			
9 カワサキ ジュウゾウ			
10 医療補償 がん補償 介護補償 傷害補償 携行品 教養者費用 個人賠償 火災・盗難			
11 被保険者・1回分保険料 520 円 加入者・1回分合計保険料 520 円			
12 質問回答欄・署名欄 この加入依頼書ではなく「 ㊦ 健康状態告知書」にご記入・ご署名(自署)してください。			

10

タイプ、口数
ご加入されるタイプ・口数
をご記入ください。

11

被保険者1回分保険料、加入者1回分保険料
◇被保険者1回分保険料…加入者保険料算出にあたり必要な場合は、被保険者ごとの1回分保険料を記入してください。
◇加入者1回分保険料…ご加入者が負担する保険料を確認する際に記入してください。被保険者明細が複数になる場合は、合算した保険料を1枚目に記入してください。

Kawasaki終身医療保険

病気・がん・ケガなどのリスクを
サポートする保険

申込方法



ポイント① 保険料は加入時の年齢で決まり、一部特約以外の
保険料はその後上がることはありません!

*ただし、退職後は保険料率が変わるため、保険料も変更となります。
*詳細は19ページ下段「加入時の注意事項2.」をご確認ください。



ポイント② 川崎重エグループ限定の「簡易告知制度」により、
3つの告知でお申込み可能!

質問1 現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか。

質問2 過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。

質問3 現在、妊娠していますか。(女性のみ)

いいえ	はい
いいえ	はい
いいえ	はい

すべて
「いいえ」
の場合、
申し込み可能

*一時金ありコースの場合は追加で告知が必要です。

*女性特有の疾病等を保障するプランもございます。



ポイント③ Kawasakiせいかつ保険と組み合わせることで
充実した保障を準備できます。



こんな方にオススメ!

- 一生涯の医療保障を準備しておきたい方
- 結婚・出産等を機会に保障を充実させたい方
- いま加入中の保険が更新時期を迎え見直したい方



加入できる方(保障の対象となる方)

役員・従業員(契約社員、実習生を除く)、配偶者、
子ども、両親、兄弟姉妹、祖父母、孫も加入できます。



責任開始日

2025年6月30日

*「特定治療支援特約」におけるがんの保障は、
開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)
があります。



各コースの保障内容

保険期間：終身 保険料払込期間：終身
(先進医療特約の保険期間・保険料払込期間は10年)

各保障項目の保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合、お支払いする保険金については、「パンフレット」「重要事項説明書（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※あんしん生命HP
<https://www7.tmn-anshin.co.jp/yakkan/kento/index.html>

●：保障あり

給付金・特約などの種類	このようなときに保険金が支払われます	給付金額	一時金なし コース	一時金あり コース
入院 ＜疾病入院給付金＞ ＜災害入院給付金＞	病気（がん含む）や不慮の事故によるケガで所定の入院をされたとき（1入院につき60日まで、通算支払限度日数1,095日）	5,000円/日	●	●
手術・放射線治療（Ⅲ型） ＜手術給付金＞ ＜放射線治療給付金＞	病気（がん含む）やケガで公的医療保険制度の給付対象である所定の手術・放射線治療または骨髄等の採取術を受けられたとき（※1）	手術の種類により1回につき 2.5・5・10・20万円 放射線治療1回につき5万円	●	●
先進医療特約	公的医療保険制度における先進医療を所定の施設で受けられたとき（※2） 保険期間・保険料払込期間はいずれも10年となり、最長90歳まで自動更新が可能です。 更新後の保険料は更新時の被保険者の年齢および保険料率で計算します。	先進医療にかかわる技術料と同額 通算2,000万円まで 実額で保障	●	●
特定治療支援特約（Ⅰ型）	下記＜特定治療支援特約（Ⅰ型）について＞をご参照ください。			●

- （※1）骨髄等の採取術は責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた手術につき、保険期間を通じて1回を限度とします。放射線治療は60日間に1回を限度とします。お支払回数に制限のある手術や対象外の手術があります。
- （※2）先進医療とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院等で行われるものに限り、）をいいます。ただし、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付対象になっていた場合等は、先進医療とはいいません。また、公的医療保険制度に基づき給付の対象になる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等はお支払いの対象にはなりません。

＜特定治療支援特約（Ⅰ型）について＞

疾 病			お支払事由の概要		1 回あたりの 一時金
			1 回目	2 ～ 5 回目	
3 大疾病	が ん	悪 性 新 生 物(※3)	診断確定 されたとき	所定の治療 (※6) を うけられたとき	50万円
		上皮内新生物 (※3) (※4)		—	25万円
	心 疾 患(※5)		手術もしくは継続20日以上 の入院治療を受けられたとき		50万円
	脳 血 管 疾 患				

- （※3）責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前（この特約の責任開始期を含みます。）に悪性新生物、上皮内新生物に罹患した場合は、その後新たに悪性新生物、上皮内新生物と診断確定されてもこの特約の給付金はお支払いできません。
- （※4）上皮内新生物に対する給付金のお支払い回数は1回を限度とします。
- （※5）「心疾患」には高血圧性心疾患は含まれません。
- （※6）所定の手術・放射線治療または抗がん剤治療を受けたとき

- ・上記プランに追加して、短期入院・女性特有の疾病保障などを希望される方はKLCまでお問い合わせください。
- ・Webで加入手続きができるのは契約者と被保険者が同じ場合のみとなります。契約者と被保険者が異なる場合はKLCにご連絡ください。
- ・Web申込の場合は1回目保険料はクレジットカード払になります。

加入者へのご連絡・お願い

- ①このKawasaki保険ガイドは、Kawasaki終身医療保険の各種保障の概要をご紹介します。ご加入にあたっては必ず「パンフレット」「重要事項説明書（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※あんしん生命HP <https://www7.tmn-anshin.co.jp/yakkan/kento/index.html>
ご不明な点等がございましたら、KLCまでお問い合わせください。
- ②Kawasaki終身医療保険のお申込みにあたっては、告知欄に保障の対象となる方がありのままをご記入ください。後日、告知した内容が事実と異なることが判明した場合は、ご加入が解除され、保険金がお支払できないことがあります。なお、お支払保険料についても払戻されないことがありますのでご注意ください。
- ③この商品には、死亡に対する保険金はありません（被保険者の死亡時に解約返戻金があるときは、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。）。
- ④保険料払込期間中の解約返戻金はありません。付加される特約・特則は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。特則のみの解約はできません。
- ⑤保険証券は加入内容を確認する大切なものです。保険証券が到着しましたら、ご意向通りの内容になっているかをご確認ください。
- ⑥保険証券が到着するまでの間、当Kawasaki保険ガイドやお申込みの控等の加入内容がわかるものを保管ください。ご不明な点があらばKLCまでお問い合わせください。
- ⑦保険金・給付金ご請求のご報告・ご相談方法は、22ページにてご確認ください。

各コースの年齢別保険料(月払)

◇保険料は2025年7月1日時点での満年齢で計算します。
(ただし、今回の募集期間中に限ります。)
◇保険料は毎月の給与から控除します。

保険期間：終身 保険料払込期間：終身
(先進医療特約の保険期間・保険料払込期間は10年)

月払保険料 (団体扱A料率)

ご契約 年齢	男性		女性	
	一時金なし コース	一時金あり コース	一時金なし コース	一時金あり コース
0歳	1,032円	1,408円	1,017円	1,392円
1歳	1,022円	1,408円	1,017円	1,402円
2歳	1,012円	1,410円	1,017円	1,413円
3歳	1,002円	1,411円	1,017円	1,424円
4歳	997円	1,418円	1,022円	1,441円
5歳	992円	1,425円	1,027円	1,458円
6歳	987円	1,433円	1,032円	1,476円
7歳	987円	1,447円	1,042円	1,500円
8歳	987円	1,462円	1,052円	1,524円
9歳	987円	1,478円	1,062円	1,550円
10歳	992円	1,498円	1,072円	1,576円
11歳	1,007円	1,531円	1,097円	1,618円
12歳	1,017円	1,558円	1,112円	1,650円
13歳	1,032円	1,593円	1,137円	1,693円
14歳	1,042円	1,623円	1,162円	1,738円
15歳	1,057円	1,659円	1,187円	1,784円
16歳	1,067円	1,691円	1,212円	1,830円
17歳	1,077円	1,724円	1,237円	1,878円
18歳	1,092円	1,765円	1,252円	1,917円
19歳	1,102円	1,800円	1,277円	1,967円
20歳	1,117円	1,843円	1,302円	2,019円
21歳	1,147円	1,902円	1,327円	2,079円
22歳	1,177円	1,962円	1,357円	2,147円
23歳	1,212円	2,030円	1,382円	2,211円
24歳	1,247円	2,098円	1,402円	2,274円
25歳	1,277円	2,164円	1,422円	2,338円
26歳	1,312円	2,237円	1,442円	2,404円
27歳	1,352円	2,315円	1,457円	2,469円
28歳	1,397円	2,403円	1,472円	2,536円
29歳	1,437円	2,486円	1,487円	2,605円
30歳	1,477円	2,572円	1,502円	2,678円
31歳	1,522円	2,664円	1,522円	2,766円
32歳	1,557円	2,751円	1,542円	2,855円
33歳	1,602円	2,849円	1,557円	2,946円
34歳	1,652円	2,956円	1,582円	3,049円
35歳	1,702円	3,064円	1,602円	3,153円
36歳	1,747円	3,171円	1,632円	3,272円
37歳	1,802円	3,292円	1,662円	3,393円

ご契約 年齢	男性		女性	
	一時金なし コース	一時金あり コース	一時金なし コース	一時金あり コース
38歳	1,852円	3,411円	1,692円	3,521円
39歳	1,907円	3,540円	1,722円	3,652円
40歳	1,962円	3,672円	1,757円	3,796円
41歳	2,037円	3,827円	1,802円	3,926円
42歳	2,112円	3,988円	1,847円	4,054円
43歳	2,182円	4,147円	1,897円	4,192円
44歳	2,272円	4,330円	1,952円	4,334円
45歳	2,352円	4,509円	2,007円	4,480円
46歳	2,442円	4,702円	2,062円	4,625円
47歳	2,527円	4,894円	2,127円	4,786円
48歳	2,617円	5,095円	2,187円	4,940円
49歳	2,722円	5,320円	2,257円	5,112円
50歳	2,817円	5,536円	2,322円	5,278円
51歳	2,942円	5,789円	2,412円	5,443円
52歳	3,072円	6,050円	2,497円	5,601円
53歳	3,212円	6,327円	2,592円	5,776円
54歳	3,357円	6,612円	2,687円	5,955円
55歳	3,507円	6,911円	2,787円	6,140円
56歳	3,647円	7,199円	2,892円	6,327円
57歳	3,802円	7,506円	3,002円	6,526円
58歳	3,957円	7,817円	3,112円	6,727円
59歳	4,117円	8,135円	3,232円	6,934円
60歳	4,267円	8,448円	3,362円	7,160円
61歳	4,412円	8,758円	3,492円	7,395円
62歳	4,562円	9,075円	3,627円	7,639円
63歳	4,712円	9,394円	3,772円	7,903円
64歳	4,872円	9,725円	3,922円	8,170円
65歳	5,037円	10,066円	4,082円	8,452円
66歳	5,207円	10,405円	4,247円	8,744円
67歳	5,392円	10,759円	4,422円	9,051円
68歳	5,587円	11,120円	4,602円	9,377円
69歳	5,792円	11,489円	4,797円	9,719円
70歳	6,012円	11,872円	5,012円	10,089円
71歳	6,247円	12,268円	5,232円	10,475円
72歳	6,512円	12,695円	5,482円	10,901円
73歳	6,797円	13,144円	5,742円	11,356円
74歳	7,102円	13,617円	6,022円	11,829円
75歳	7,437円	14,133円	6,322円	12,329円

加入時の注意事項

- 複数のコースに加入することはできません。
- 主契約の保険期間・保険料払込期間にかかわらず、先進医療特約の保険期間・保険料払込期間は、いずれも10年になります。最長90歳まで自動更新が可能です。更新後の特約保険料は更新時の被保険者の年齢および保険料率によって計算されるため、現在の特約保険料とは異なる場合があります。
- 特定治療支援特約の保険期間・保険料払込期間は、主契約と同じ（いずれも終身）となります。
- 記載の保険料は、2025年1月1日（計算基準日）現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

Kawasaki終身医療保険 ご加入にあたって

1. ご加入内容の確認

以下の点をご確認のうえ、お申込みください。

- (1) 保障内容がご希望に合致した内容となっていること。
- (2) 「重要事項説明書（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」記載内容

※ あんしん生命HP

<https://www7.tmn-anshin.co.jp/yakkan/kento/index.html>

2. 被保険者（保障の対象となる方）の範囲

川崎重工グループの役員・従業員およびそのご家族^(※)で2025年7月1日現在で満75歳以下の方

(※) ご家族とは、配偶者（内縁を除く）及び2親等以内の血族（祖父母・父母・兄弟姉妹・子・孫）をいいます。

3. 責任開始日と初回保険料給与控除日

責任開始日：2025年6月末

初回保険料給与控除月：2025年6月

契約日：2025年7月1日

※ 2回目の保険料控除月は2025年8月となります。

※ Web手続きの場合は、申込日・告知日・オゾンリゼーション完了日のうち、一番遅い日が責任開始日になります。

4. 生命保険料控除

本保険の保険料は介護医療保険料控除の対象です。

5. 保険証券

契約日の属する月の末日までに契約住所に直送させていただきます。

6. 退職した場合

退職後は団体扱いの対象とならないため、19ページの保険料と異なります。

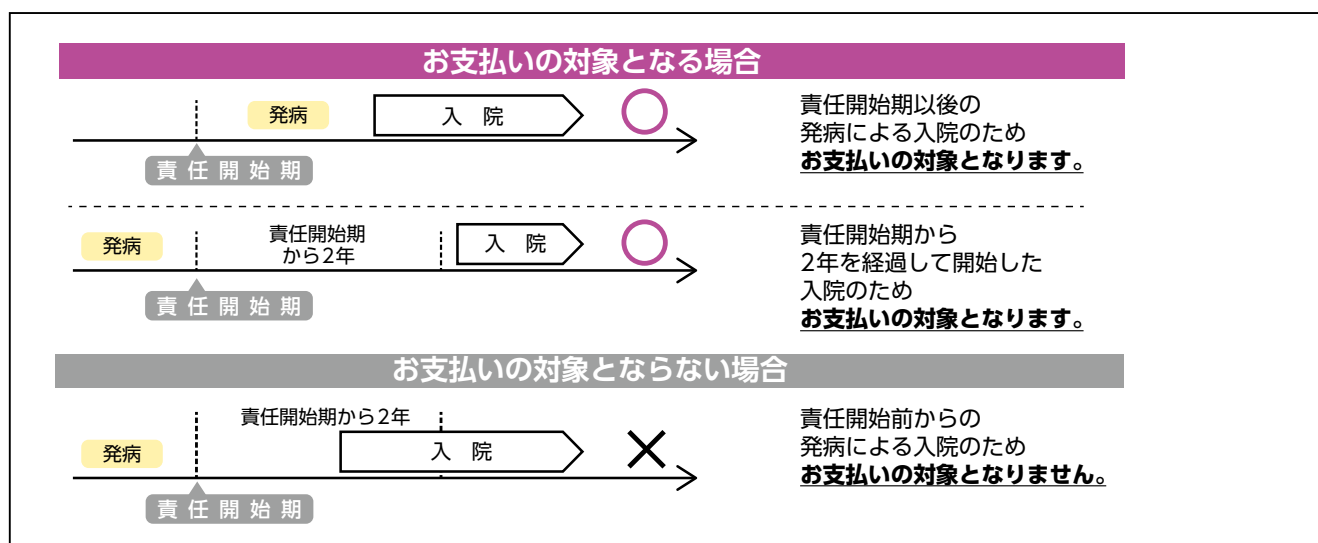
退職等により川崎重工グループの役員・従業員でなくなった場合は、KLCまで必ずお申し出ください。

7. 保障内容に関するご注意点

責任開始期前に発病し、以前より治療を受けていた傷病に対しては、保険金・給付金はお支払いの対象となりません。

持病のある方は告知項目が「全ていいえ」であればご加入可能ですが、持病の悪化による入院・手術については責任開始から2年間免責となります。よって、責任開始期から2年を経過して開始した入院・手術についてはお支払いの対象となります（下図を参照ください）。

傷の処置、魚の目やタコ手術等お支払いの対象外となる手術があります。



8. 引受保険会社

東京海上日動あんしん生命保険㈱

9. 引受商品

メディカルKit NEO 医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）[無配当]

●ご加入済の方は契約申込書のご提出は不要です。

- ・必ず、重要事項説明書（契約概要／注意喚起情報）の23ページ「告知について」をご確認ください。

[illegible]

- ・必ず被保険者様ご本人がご記入下さい。
- ・一時金ありコースをご希望の場合は、質問4、6もご記入下さい。
- ・記載内容に訂正がある場合は、二重線で取消の上、被保険者様の訂正署名を余白に記入下さい。

2025年1月現在



TOKIO MARINE
NICHIDO

Kawasaki終身医療保険にご加入のお客様とご家族の皆様向け

各種サービスのご案内

無料

がんPET検診費用の
実費などはお客様
のご負担となります。

サービス名	サービス内容	連絡先
メディカルアシスト	●緊急医療相談／一般の健康相談 ●予約制専門医相談 ●医療機関案内 ●転院・患者移送手配	0120-363-992 <24時間・365日>
	●がん専用相談窓口 がんに関するさまざまなお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。がんと闘う患者様とご家族の心の問題にも対応します。	
人間ドック・脳ドック・ がんPET検診 優待サービス	●人間ドック、脳ドック、がんPET検診を実施する全国の提携医療施設の中から お客様のご希望に合った施設のご紹介と予約を行います。 ●通常料金より約5%～20%程度割引となる優待料金で受診することができます。	0120-633-877 <受付時間> 平日 9:30～17:30 (土・日・祝日、8/12～16、 12/29～1/5は除く)
がんお悩み 訪問相談サービス	●がんと診断されたお客様やご家族へ、専門の相談員が訪問し、お悩みをおうかがいします。 ・不安やお悩みの原因について一緒に考え、お役に立てるような情報やツールをご提供します。	0120-363-992 予約受付は <24時間・365日>
介護アシスト	●電話介護相談 ご高齢の方の生活支援や介護に関する相談をケアマネジャー・社会福祉士等が、電話でお応えします。 ●各種サービス優待紹介 ●インターネットによる介護情報サービス 「介護情報ネットワーク」のホームページ (https://www.kaigonw.ne.jp) を通じて、介護の仕方 や介護保険制度等、介護に関する様々な情報を提供します。	0120-428-834 <受付時間> 平日 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
デイリーサポート	①社会保険に関するご相談 公的年金などの社会保険に関するご相談に、提携の社会保険労務士等が電話でお応えします。 ②法律・税務に関するご相談 身のまわりの法律や税金に関するご相談に、提携の弁護士等が電話でわかりやすくお応えします。 ③暮らしの情報提供 グルメ・レジャー・各種スクール情報など、暮らしに役立つさまざまな情報を電話でご提供します。	0120-285-110 <受付時間> 平日 10:00～18:00 一部 16:00まで (土・日・祝日・年末年始を除く)

■サービス全般に関するご注意点

- 各サービス専用フリーダイヤルにご連絡いただいた際には、お客様のお名前・証券番号等を確認させていただきます。
- 各サービスは、当社がグループ会社や提携先の事業者を通じて行うサービスとしてご提供します。
- 各サービスは、予告なく変更・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 各サービスの提供を受けた結果、万一損害が発生した場合や、医療機関が行った医療行為に関して、当社は責任を負いかねます。
- 各サービスは、当社がご提供する保険商品の一部を構成するものではありません。
- 各サービスの詳細につきましては、東京海上日動あんしん生命ホームページもあわせてご覧ください。

生命保険に関する ご相談・お問い合わせは	保険金・給付金等の ご請求に関しては
カスタマーセンター 0120-016-234	保険金請求受付専用ダイヤル 0120-536-338
受付時間： 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます)	

Kawasakiせいかつ保険、Kawasaki終身医療保険の保険金請求方法

事故や支払事由発生後、速やかに下記にご連絡ください

Kawasakiせいかつ保険

お電話 東京海上日動安心110番 0120-720-110 (24時間365日)

WEB 右のコードを読み取ってください。東京海上日動火災のホームページからでもご請求可能です。



Kawasaki終身医療保険

お電話 0120-536-338 (平日 9時～18時、土曜日 9時～17時、日・祝・年末年始を除きます)

WEB 右のコードを読み取ってください。東京海上日動あんしん生命のホームページからでもご請求可能です。



Kawasakiせいかつ保険 Kawasaki終身医療保険

マイページ

- 未登録の方は証券番号をご用意の上、右のコードを読み取り、マイページアプリをダウンロードの上、ご登録ください。
- または、東京海上日動もしくは東京海上日動あんしん生命のホームページから、「マイページ」と検索し、画面に従ってご登録をお願いします。



Kawasakiせいかつ保険 Kawasaki終身医療保険

裏表紙のKLCの各営業所の連絡先
にお電話をお願いします。
(平日・営業時間内)

Kawasaki積立年金

申込方法



「将来必要とする資金」を積立てていく保険

ポイント① AコースとBコースがあります。

* AコースとBコースは重複して加入可能です。

ポイント② 「個人年金保険料控除」により、所得税・住民税の負担軽減が可能！

* Aコースにかぎります。

* 当Kawasaki積立年金以外に個人年金保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当Kawasaki積立年金のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。その他の詳細は28ページをご参照ください。

* 2024年9月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。

ポイント③ 積立期間中の積立金の一部受取りが可能！

* Bコースにかぎります。

終身医療保険

積立年金

Aコース・Bコースの主な違い

	生命保険料控除(※)	保険料払込方法	積立期間中の積立金一部受取り	積立金の受取方法(積立期間満了時)
Aコース	個人年金保険料控除	月払・半年払	×	年金・一時金のいずれか(組合せは不可)
Bコース	一般生命保険料控除	月払・半年払・一時払	○	年金・一時金・医療保障の組合せ可

(※) 詳細は26ページおよびKawasaki保険総合サイトのQ&Aをご参照ください。

こんな方にオススメ！

- 老後の資金をガッチリ準備したい方… Aコース、Bコース
- 個人年金保険料控除を活用したい方… Aコース
- 将来のまとまった出費に備えたい方… Bコース
(こども学資金、車購入、結婚、住宅取得など)
- 一度にまとまった資金を払込みたい方… Bコース(一時払)

加入できる方

役員、従業員(試用社員、契約社員、実習生を除く)

注 保険料払込期間満了日までAコースは10年以上、Bコースは2年以上ある方。

(保険料払込期間満了日は、職種・企業によって異なります。)
ご不明な方は㈱カワサキライフコーポレーションにお問合せください。

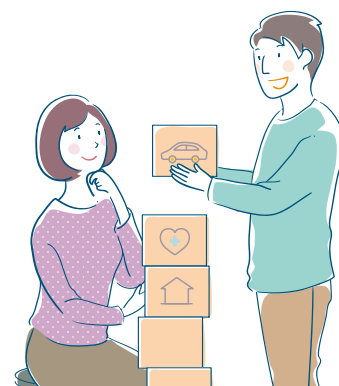
※配偶者、こどもは加入できません。

申込期間(新規加入・増額・減額)

年1回4月募集時のみ(7月1日加入)

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

厚生労働省の公的年金シミュレーターはこちら



＜拋出型企業年金保険/ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)＞ ◆財産形成や老後の生活資金確保

商品内容のご説明

意向確認書

ご自身のご意向に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。
この保険は、以下のご意向をお持ちの方に適した商品です。
在職中に保険料を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

● 財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」)を含みます。)により、この商品がご自身のご意向に合致しているかご確認ください。

● チェック欄

- ☐ 給付内容はご意向に合致していますか。
- ☐ ご自身が選択された保険料(加入口数)およびその他の商品内容はご意向に合致していますか。

●この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方を加入者とし、加入者の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- この保険は、税務上の取扱いの異なる2コースからなります。**Aコース(税制適格型)**の加入者が負担された保険料は、**個人年金保険料控除の対象です**。**Bコース(自由選択型)**の加入者が負担された保険料は、**一般生命保険料控除の対象です**。(2024年9月現在の税制等に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。)
- 在職中に保険料を払込み、保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。また、Bコースの加入者は、「保険料払込期間満了後の給付内容」に記載の個人保険を選択いただくこともできます。
- 加入者が保険料払込期間中に脱退された場合は加入者に脱退一時金をお支払いします。また、加入者が保険料払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。

●しくみ図

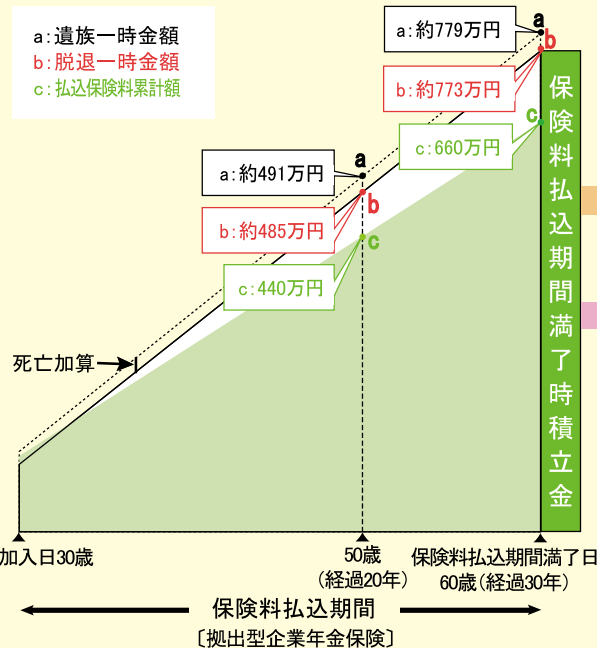
〔在職中〕

ご加入例 (男性30歳でご加入の場合)

月 払:10,000円(1口 1,000円で10口加入)
半年払:50,000円(1口 10,000円で 5口加入)
保険料払込期間満了年齢:60歳 のケース

在職中(保険料払込期間中)の給付内容	
脱退されたとき	脱退時点の積立金額(脱退一時金額)を加入者にお支払いします。
死亡されたとき	死亡時点の積立金額に1回分の月払保険料と1回分の半年払保険料に相当する金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。 新規加入や増額される場合、死亡加算は7月1日から適用されます。

a:遺族一時金額
b:脱退一時金額
c:払込保険料累計額



〔保険料払込期間満了後の給付内容〕

各給付内容の詳細については27ページおよび59～60ページをご参照ください。

年金受取プラン [拋出型企業年金保険]

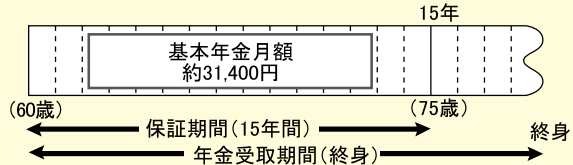
年4回(1月、4月、7月、10月の各1日)に年金をお支払いします。
※Bコースの基本年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。

10年・15年確定年金

- ・10年確定年金は、加入者の生死にかかわらず10年間年金をお支払いします。(基本年金月額 約67,800円)
- ・15年確定年金は、加入者の生死にかかわらず15年間年金をお支払いします。(基本年金月額 約46,500円)

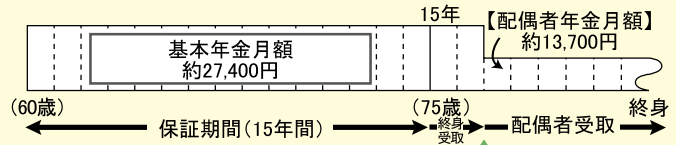
15年保証期間付終身年金

- ・保証期間(15年間)は、加入者の生死にかかわらず年金をお支払いします。また、保証期間経過後は、加入者が生存されているかぎり年金をお支払いします。



配偶者年金付15年保証期間付終身年金

- ・保証期間(15年間)は、加入者の生死にかかわらず年金をお支払いします。また、保証期間経過後は、加入者または配偶者が生存されているかぎり年金をお支払いします。(配偶者のみ生存されている場合、年金月額は加入者本人の基本年金月額の50%です。)



※記載の年金額は本人(男性)60歳、配偶者(女性)57歳の場合です。

医療保障プラン(注) [ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)](個人保険)

保険料払込期間満了時の積立金で、傷害や疾病等による所定の入院や外来手術等に対する医療保障を契約いただくプランです。

一時金受取プラン

いずれの商品も選択しない場合は、一時金として、積立金の全額を保険料払込期間満了時に受取ることができます。

(注)医療保障プランは、保険料払込期間満了時の金融経済情勢、加入者の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。その他詳細については63ページをご参照ください。

●給付額について

- ◇しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ◇保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ◇実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

当パンフレットには川崎重工業株式会社と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。
お申込み前に必ずお読みください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。
専用Webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

●給付額試算表

- ◆この商品は、積立金額が払込保険料累計額(元本)を上回るには、一定の期間(下表の例の場合、月払・半年払:3年間、一時払:2年間)を要する商品です。
- ◆下表は、前提・条件をおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は<当パンフレットに記載の給付額について>をご確認ください。

◇月払10口 10,000円 半年払5口 50,000円 一時払100口 1,000,000円加入の場合

積立 期間	月 払 (10口 10,000円)				半 年 払 (5口 50,000円)				一 時 払 (100口 100万円)
	払込保険料 累計額	積立金額 (脱退一時金額)	保険料払込期間満了後の給付例		払込保険料 累計額	積立金額 (脱退一時金額)	保険料払込期間満了後の給付例		積立金額 (脱退一時金額)
			年金受取プラン				年金受取プラン		
		払込保険料累 計額到達年に 枠囲み	10年確定年金 基本年金月額	15年確定年金 基本年金月額		払込保険料累 計額到達年に 枠囲み	10年確定年金 基本年金月額	15年確定年金 基本年金月額	
1年	120,000円	約 119,000円	約 (1,000円)	約 (700円)	100,000円	約 98,900円	約 (800円)	約 (500円)	約 998,100円
2年	240,000円	約 239,400円	約 (2,000円)	約 (1,400円)	200,000円	約 198,900円	約 (1,700円)	約 (1,100円)	約 1,009,300円
3年	360,000円	約 361,100円	約 (3,100円)	約 (2,100円)	300,000円	約 300,000円	約 (2,600円)	約 (1,800円)	約 1,020,600円
4年	480,000円	約 484,100円	約 (4,200円)	約 (2,900円)	400,000円	約 402,300円	約 (3,500円)	約 (2,400円)	約 1,032,000円
5年	600,000円	約 608,600円	約 (5,300円)	約 (3,600円)	500,000円	約 505,800円	約 (4,400円)	約 (3,000円)	約 1,043,600円
6年	720,000円	約 734,500円	約 (6,400円)	約 (4,400円)	600,000円	約 610,400円	約 (5,300円)	約 (3,600円)	約 1,055,300円
7年	840,000円	約 861,800円	約 (7,500円)	約 (5,100円)	700,000円	約 716,200円	約 (6,200円)	約 (4,300円)	約 1,067,200円
8年	960,000円	約 990,500円	約 (8,600円)	約 (5,900円)	800,000円	約 823,100円	約 (7,200円)	約 (4,900円)	約 1,079,200円
9年	1,080,000円	約 1,120,700円	約 (9,800円)	約 (6,700円)	900,000円	約 931,300円	約 (8,100円)	約 (5,600円)	約 1,091,300円
10年	1,200,000円	約 1,252,300円	約 10,900円	約 (7,500円)	1,000,000円	約 1,040,700円	約 (9,100円)	約 (6,200円)	約 1,103,600円
15年	1,800,000円	約 1,933,300円	約 16,900円	約 11,600円	1,500,000円	約 1,606,600円	約 14,000円	約 (9,600円)	約 1,167,200円
20年	2,400,000円	約 2,653,700円	約 23,200円	約 15,900円	2,000,000円	約 2,205,400円	約 19,300円	約 13,200円	約 1,234,600円
25年	3,000,000円	約 3,416,100円	約 29,900円	約 20,500円	2,500,000円	約 2,838,900円	約 24,800円	約 17,100円	約 1,306,000円
30年	3,600,000円	約 4,222,800円	約 37,000円	約 25,400円	3,000,000円	約 3,509,400円	約 30,700円	約 21,100円	約 1,381,700円
35年	4,200,000円	約 5,076,700円	約 44,500円	約 30,500円	3,500,000円	約 4,219,000円	約 36,900円	約 25,400円	約 1,461,800円

※保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額(医療保障プランを選択せず、医療保障プランの保険料を差引かない場合)に基づいて計算しております。

※ Bコースの年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、()内は参考数値です。

積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。

<当パンフレットに記載の給付額について>

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の変更等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。また、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間があり、その期間は変動する可能性がありますので、ご注意ください。なお、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

- 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)~(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
 - この保険契約全体の加入口数が月払69,340口、半年払13,969口を常に維持していることを前提とします。
また、一時払については全体の一時払保険料が2億円あることを前提とします。
 - 加入者全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - 引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)(2024年9月17日現在)、および引受割合(2024年9月17日現在)に基づき計算しております。
 - この保険契約における2024年7月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
 - 記載の金額には、配当金を加味していません。
- 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少する場合があります。
- 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。
また、決算実績によっては配当金をお受取りに出来ない場合もあります。
- 年度(2025年7月1日~2026年6月30日)途中・財政決算期間中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りに出来ません。
また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
- 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の変更等により、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間は変動する可能性がありますので、ご注意ください。
- 保険料を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。
したがって、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
- 当パンフレットに例示している年金額等の給付額は、2024年9月時点の基礎率等に基づき算出したものです。
経済情勢、平均寿命の変化等により、基礎率等が変更された場合には、実際の給付額は例示している給付額を大きく下回る可能性があります。
また、配当金が生じた場合、給付額が増加することになりますが、引受保険会社および引受割合により配当率は異なります。
引受保険会社および引受割合は2024年9月時点のものを記載していますが、将来に向かって変更することがあります。
- この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。
※給付額試算表は当ページの上段の表、しくみ図は24ページに記載しております。

Aコース・Bコースに重複して申込みすることができます。

	Aコース(税制適格型)	Bコース(自由選択型)																												
加入資格	◇加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が10年以上ある川崎重工グループに勤務する役員・従業員(試用社員、契約社員、実習生を除く)の方。 昭和50年4月1日以降生まれの方。(3月末、6月末、9月末、12月末定年の企業の方) 昭和50年6月1日以降生まれの方。(毎月末定年の企業の方) ◇転籍時の継続加入 ……グループ企業間で転籍になる場合、転籍先が制度を導入していれば、役員・嘱託の方は70歳まで継続加入することができます。その場合は手続きをする必要がありますので、転籍先の総務・勤労担当窓口へご連絡願います。 ◇加入資格を失われた場合 ……保険料払込期間中に加入者が退職・転籍等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約から脱退となります。	◇加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が2年以上ある川崎重工グループに勤務する役員・従業員(試用社員、契約社員、実習生を除く)の方。 昭和42年4月1日以降生まれの方。(3月末、6月末、9月末、12月末定年の企業の方) 昭和42年6月1日以降生まれの方。(毎月末定年の企業の方)																												
責任開始期および加入(増額)日	2025年7月1日																													
保 険 料	<table><tr><th>払込方法</th><th>1口あたり保険料</th><th>口数設定範囲</th><th>控除時期</th></tr><tr><td>月 払</td><td>1,000円</td><td>2口～給与控除可能額</td><td>6月給与～</td></tr><tr><td>半年払</td><td>10,000円</td><td>1口～賞与控除可能額</td><td>夏の賞与～</td></tr></table>	払込方法	1口あたり保険料	口数設定範囲	控除時期	月 払	1,000円	2口～給与控除可能額	6月給与～	半年払	10,000円	1口～賞与控除可能額	夏の賞与～	<table><tr><th>払込方法</th><th>1口あたり保険料</th><th>口数設定範囲</th><th>控除時期</th></tr><tr><td>月 払</td><td>1,000円</td><td>2口～給与控除可能額</td><td>6月給与～</td></tr><tr><td>半年払</td><td>10,000円</td><td>1口～賞与控除可能額</td><td>夏の賞与～</td></tr><tr><td>一時払※</td><td>10,000円</td><td>1口以上</td><td>7月14日</td></tr></table> ※一時払は指定の銀行またはゆうちょ銀行等の預貯金口座(ご本人口座)から一時払保険料を振替えます。なお、預貯金口座の残高が不足し保険料が振替できない場合は、今回の一時払申込みはキャンセルとなりますのでご注意ください。 《ご注意》貯蓄口座からは一時払保険料の振替えができませんので、貯蓄口座以外の口座を指定してください。 (Aコース・Bコースとも加入者負担とし、月払加入が必須で半年払・一時払のみの加入はできません。)	払込方法	1口あたり保険料	口数設定範囲	控除時期	月 払	1,000円	2口～給与控除可能額	6月給与～	半年払	10,000円	1口～賞与控除可能額	夏の賞与～	一時払※	10,000円	1口以上	7月14日
払込方法	1口あたり保険料	口数設定範囲	控除時期																											
月 払	1,000円	2口～給与控除可能額	6月給与～																											
半年払	10,000円	1口～賞与控除可能額	夏の賞与～																											
払込方法	1口あたり保険料	口数設定範囲	控除時期																											
月 払	1,000円	2口～給与控除可能額	6月給与～																											
半年払	10,000円	1口～賞与控除可能額	夏の賞与～																											
一時払※	10,000円	1口以上	7月14日																											
新規加入・保険料(口数)の増額	◇毎年1回(7月1日)新規加入・保険料の増額をお取扱います。 ◇保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が満1年以上ある方にかぎりです。																													
保 険 料 (口数) の 減 額	◇別表1の事由に該当する場合にかぎり、保険料の一部、減額することができます。保険料の減額のお申込みは募集期間中にかぎりです。ただし、最低口数(月払2口・半年払1口)は残すものとします。保険料を減額しても保険料積立金を受取ることはできません。	<table><tr><td>別表1</td><td>①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、加入者が保険料の拠出に支障のある場合</td></tr></table>	別表1	①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、加入者が保険料の拠出に支障のある場合																										
別表1	①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、加入者が保険料の拠出に支障のある場合																													
保険料の払込中断	◇別表1の事由に該当する場合にかぎり、保険料のお払込みを中断することができます。(別途休止(払込中断)のお手続きが必要です。㈱カワサキライフコーポレーションへお申し出ください。) 【Aコース】半年払保険料のみ(期限なし) 【Bコース】月払・半年払保険料の両方(最長3年間)、または半年払保険料のみ(期限なし) ◇月払・半年払の両方の保険料の払込中断期間中に死亡された場合、月払保険料・半年払保険料部分の死亡加算はされず、死亡時の積立金を遺族一時金としてお支払いします。半年払保険料のみの払込中断期間中に死亡された場合、半年払保険料部分の死亡加算はされません。																													
保険料積立金の一部受取り(減口)と中途脱退の取扱い	◇Aコースにご加入の方については、保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱いきません。 ◇中途脱退(脱退一時金)は、保険料払込期間満了日までに死亡以外の事由で脱退された場合にお取扱います。 ◇保険料積立金の一部受取り(減口)と中途脱退は、加入者ダイレクトよりお手続きください。ご不明な点等がある場合は、㈱カワサキライフコーポレーションまでお問合せください。 保険料積立金の一部受取り(減口)もしくは脱退一時金は申込締切日から原則10日以内に指定の本人名義口座へ日本生命保険相互会社(事務幹事会社)から振込まれます。保険料積立金の一部受取り(減口)もしくは中途脱退の場合、利息は月割りでお支払いしますが、配当金は年度途中にはお支払いしません。また、保険料比例保険事務費を差引くと払込保険料累計額を下回ることがあります。	◇別表1①～⑥の事由に該当する場合にかぎり、保険料積立金の一部を受取る(減口)ができます。(積立金の範囲内で20万円以上1万円単位)																												
保 険 料 払 込 期 間 満 了 日	◇満60歳到達直後の3月末日・6月末日・9月末日・12月末日(3月末、6月末、9月末、12月末定年の企業の方) ◇満60歳到達日の属する月の末日(毎月末定年の企業の方) ただし、早期定年(50歳以上)の場合は退職月末日 ※職種・企業によって保険料払込期間満了日は異なります。詳しくは28ページに記載の「団体お問合せ先」にご確認ください。																													
保 険 料 払 込 期 間 満 了 時 の 取 扱 い	◇Aコースに継続して10年以上ご加入の定年(60歳)の方・早期定年(50歳以上)の方もしくは70歳到達の方については、保険料払込期間満了時に別表2の給付内容を選択することができます。 <table><tr><td>別表2</td><td>①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤一時金受取プラン</td></tr></table> ◇①～④の中から1種類もしくは⑤を選択できます。 (ただし、保険料払込期間満了時の年齢が満60歳未満の場合は、③、④、⑤のみの選択となります。) ◇年金は年4回(1月、4月、7月、10月)に日本生命保険相互会社(事務幹事会社)から指定の口座へ振込まれます。 ◇各給付の手続きは日本生命保険相互会社(事務幹事会社)が行います。 ◇保険料払込期間満了前に各事業所総務・勤労担当窓口まで連絡いただければ手続書類をお届けします。 (定年退職の方については、退職の約2カ月前にお届けします。) ※定年退職の方(早期定年退職含む)については、加入者ダイレクトでのお手続きも可能です。	別表2	①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤一時金受取プラン	◇Bコースに継続して2年以上ご加入の定年(60歳)の方・早期定年(50歳以上)の方もしくは70歳到達の方については、保険料払込期間満了時に別表3の給付内容を選択することができます。 <table><tr><td>別表3</td><td>①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤医療保障プラン ⑥一時金受取プラン</td></tr></table> ◇①～④の中から1種類と⑤、⑥を組合せて選択することができます。 (⑥のみを選択することも可能)ただし、繰延を選択された場合、繰延満了後に⑤のご契約はできません。また、⑤のご契約には別途年齢制限があります。	別表3	①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤医療保障プラン ⑥一時金受取プラン																								
別表2	①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤一時金受取プラン																													
別表3	①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤医療保障プラン ⑥一時金受取プラン																													
年 金 の 繰 延	◇年金受取プランを選択された場合は1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。繰延期間中は、保険料のお払込みや保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱いきません。また、繰延期間中は変更できません。 ◇繰延期間中に一時金受取りを希望された場合は、保険料積立金を全額お支払いします。 ◇Aコース、Bコースの両コースに加入されている加入者について、年金の受取開始を繰延される場合、繰延の開始日および満了日は両コース同一となります。																													
年金受取開始日	◇年金の開始日は保険料払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回1月、4月、7月、10月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。 ※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。 ◇日本生命保険相互会社(事務幹事会社)から指定の口座へ振込まれます。																													
加入者死亡時の取扱い	◇保険料払込期間中に加入者が死亡された場合は、遺族の方に対して「遺族一時金」(1回分の月払保険料と1回分の半年払保険料の合計額を死亡時点の積立金に加算した金額)が、日本生命保険相互会社(事務幹事会社)から受取人の口座へ振込まれます。																													
受取人について	◇年金(年金にかえての一時金を含む)、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人は加入者本人とします。 ◇遺族一時金(残存受取保証期間の年金を含む)の受取人(第一順位)は、加入者の配偶者(民法上の婚姻関係にある者)とします。配偶者がいない場合、受取人となる者の範囲および順位は、民法上に定める相続の規定を準用します。ただし同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。																													
配当金について	〔配当金が生じた場合の取扱い〕 ◇年金受取開始後……年金の増額(増加年金)にあてられます。 ◇保険料払込期間中……積立金の積増にあてられます。 ◇毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りにならない場合もあります。 ※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。																													

〔保険料払込期間満了後の給付内容〕

【年金受取プラン(拠出型企業年金保険)】

- 10年確定年金
 - ◇10年間、加入者に年金をお支払いします。
加入者が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - ◇年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
- 15年確定年金
 - ◇15年間、加入者に年金をお支払いします。
加入者が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - ◇年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
- 15年保証期間付終身年金
 - ◇15年間、加入者に年金をお支払いします。
加入者が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - ◇保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。(終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。)
 - 15年の保証期間経過後に加入者ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。
 - ◇保証期間経過後は加入者が生存されているかぎり年金をお支払いします。(一時金のお取扱いはできません。)
- 配偶者年金付15年保証期間付終身年金
 - ◇15年間、加入者に年金をお支払いします。
加入者が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - ◇保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。(終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。)
 - また、15年の保証期間経過後に加入者または配偶者が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。(配偶者のみ生存されている場合は、年金月額は加入者本人の基本年金月額の50%となります。なお、年金受取再開後の一時金のお取扱いはできません。)
 - ◇保証期間経過後は加入者が生存しているかぎり年金をお支払いします。
 - ◇加入者が保証期間中に死亡された場合、保証期間終了後の最初に到来する年金開始期日の応当日に配偶者※が生存されている場合、応当日以降、配偶者が生存しているかぎり配偶者に配偶者年金をお支払いします。(年金月額は加入者本人の基本年金月額の50%です。)
 - ◇加入者が保証期間経過後に死亡された場合、死亡後の最初に到来する年金開始期日の応当日に配偶者※が生存されている場合、応当日以降、配偶者が生存しているかぎり配偶者に配偶者年金をお支払いします。(年金月額は加入者本人の基本年金月額の50%です。)
 - ※配偶者とは、保険料払込期間満了日および加入者の死亡時点で、加入者と民法上の婚姻関係にある同一の方をいいます。

◆医療保障プランは、63 ページをご確認ください。◆

Kawasakiせいめい保険・Kawasaki積立年金のその他取扱い

制度運営および引受保険会社

◇ Kawasakiせいめい保険

- ・当制度は川崎重工業株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
- ・この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各加入者の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(2024年9月25日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。
- ・なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】

日本生命保険相互会社(事務幹事会社)(74.8%) 第一生命保険株式会社(10.1%) 住友生命保険相互会社(8.4%) 明治安田生命保険相互会社(6.7%)
※上記()内は引受割合です。

◇ Kawasaki積立年金

- ・当制度は川崎重工業株式会社が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約・ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)に関する事務取扱協定に基づいて運営します。
- ・この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各加入者の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(2024年9月17日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。
- ・なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】

日本生命保険相互会社(事務幹事会社)(80.1%) 第一生命保険株式会社(10.7%) 住友生命保険相互会社(7.2%) 明治安田生命保険相互会社(2.0%)
※上記()内は引受割合です。

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

- ・保険料払込期間満了後は、年金受取の場合、受給権取得時の引受割合で固定されます。ただし、ニッセイみらいのカタチ(入院総合保険)は日本生命保険相互会社の単独引受となります。

税務上のお取扱い

◇ Kawasakiせいめい保険

〔保険料〕

- 主契約および子ども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。
※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshrase/hokenryokojo/>)
- ※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
- ※当Kawasakiせいめい保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当Kawasakiせいめい保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

〔保険金〕

<死亡保険金>

- 本人 : 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
- 配偶者・子ども : 本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

<高度障害保険金>

- 加入者が受取人の場合、非課税です。

〔年金〕

- (公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額 = (年金年額 + 年金開始後配当金) - 必要経費※

※必要経費 = 年金年額 × $\frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}} - \text{除配当金}$

◇ Kawasaki積立年金

拋出型企業年金保険

〔保険料〕

- Aコース(税制適格型)の加入者が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。
- Bコース(自由選択型)の加入者が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象ではありませんが、一般生命保険料控除の対象です。(個人年金保険料控除、一般生命保険料控除、それぞれ別枠での適用となります。)
- ※当Kawasaki積立年金以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当Kawasaki積立年金のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。
- ※2011年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)と2012年1月1日以降新たに締結した保険契約等(新契約)では、生命保険料控除の適用が異なります。当Kawasaki積立年金は旧契約にあたり、個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法をそれぞれ選択することができます。
- ①旧契約のみで控除額を計算
- ②新契約のみで控除額を計算
- ③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算(ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。)

〔年金・一時金〕

- 以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。
- 年金は、(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。
課税対象額 = (基本年金年額 + 増加年金年額) - [基本年金年額 × (払込保険料累計額 ÷ 基本年金受取総額(見込額))]
- 脱退一時金あるいは保険料積立金の一部受取り(減口)、保険料払込期間満了時一時金は、受取一時金から払込保険料総額(一部受取り(減口)の場合は比例計算)を差引いた金額が一時所得として所得税および住民税の課税対象額です。
- 一時所得が年間で50万円を超える場合は、確定申告の手続きが必要です。
課税対象額 = [(受取一時金額) - (払込保険料累計額) - (特別控除50万円(*))] × 1/2
(*)同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額(50万円)が控除されます。
- 遺族一時金は相続税の課税対象です。法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

医療保障プラン(ニッセイみらいのカたち(入院総合保険))

〔保険料〕

- 前納保険料は、介護医療保険料控除の対象です。(前納保険料に充当される拋出型企業年金保険の積立金は、一時所得として所得税および住民税の課税対象です。)

〔給付金〕

- 入院給付金・外来手術給付金・先進医療給付金・先進医療サポート給付金は、本人が受取人の場合、非課税です。

※本人が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

- ◎税務の取扱い等について、2024年9月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や税理士等にご確認ください。

<個人情報の取扱いに関する川崎重工業株式会社と引受保険会社からのお知らせ>

- この保険契約は、川崎重工業株式会社(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、「子会社」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社(株式会社カワサキライフコーポレーション(事務代行会社)を含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取り扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
- 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。
- ～Kawasakiせいめい保険の死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～
指定された死亡保険金受取人(以下、「受取人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(加入者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お問合せ先

- ◇ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。

(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

- <団体お問合せ先> 株式会社カワサキライフコーポレーション(事務代行会社) TEL:078-360-3363 【受付時間 月曜日～金曜日8:30～17:30】

- <日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 企業保険サービス課(通話料無料)

TEL:Kawasakiせいめい保険:0120-123-840、Kawasaki積立年金:0120-383-616

※お問合せの際には、以下の記号証券番号をお知らせください。

Kawasakiせいめい保険:930-3027、Kawasaki積立年金:970-98435

【受付時間 月曜日～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

同額継続される方は「加入申込書」のご提出は不要です。

月払加入が必須で半年払・一時払のみのお申込みはできません。

当「加入申込書」は記入例用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

Q & A

Q カフェポイント(※)は使えますか？

A Kawasakiせいめい保険・Kawasakiせいかつ保険・Kawasaki終身医療保険は使えます。
ただし、Kawasaki積立年金は使えません。
(※ 所属企業が提供する選択型福利厚生制度のことです。)

Q 4月の一斉募集期間以外に中途加入や保障(補償)内容の変更・脱退(解約)はできますか？

A

保険の種類	中途加入・保障(補償)内容の増額	保障(補償)内容の減額	脱退(解約)
Kawasakiせいめい保険	○ (注1)	×	×
Kawasakiせいかつ保険	○ (注1)	○	○
Kawasaki終身医療保険	○	○	○
Kawasaki積立年金	×	×	

(注1) 5月・6月は申込受付を行っていません。

(注2) 退職・加入資格喪失による脱退は可

(注3) 月払・半年払保険料の両方(Bコースのみ)、
半年払保険料のみ(Aコース・Bコース共)の払込中断は可

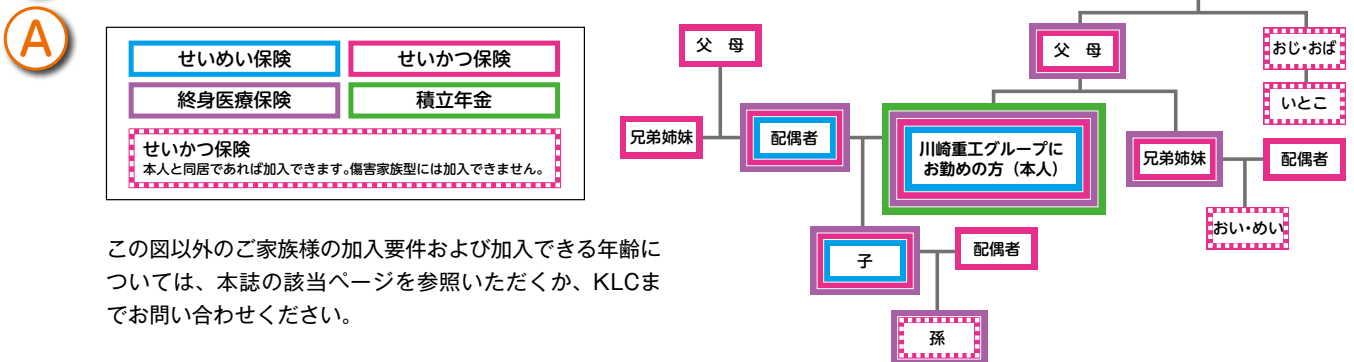
(注4) 定年退職以外の事由による脱退の際は、一時金受取のみ可

Q 保障(補償)開始日や保険料引去開始月はいつですか？

保険の種類	保障(補償)開始日	保険料引去開始月
Kawasakiせいめい保険	2025年7月1日	7月給与
Kawasakiせいかつ保険	2025年7月1日	9月給与
Kawasaki終身医療保険	2025年6月30日(※)	6月給与
Kawasaki積立年金	2025年7月1日	6月給与

(※)「特定治療支援特約」におけるがんの保障は、開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。

Q Kawasaki保険に加入できる家族を教えてください。



Q 会社を辞めた後は継続できますか？

保険の種類	継続可否	備考
Kawasakiせいめい保険	×	継続はできません。
Kawasakiせいかつ保険	○	退職後は銀行口座からの振替となり、次の継続後契約から保険料が年払になります。ただし、退職者本人が亡くなった場合、家族を含めて全員が脱退となります。
Kawasaki終身医療保険	○	退職後は、団体割引が適用されなくなります。
Kawasaki積立年金	×	退職時に給付内容の選択を行っていただきます。

加入申込書に記入する会社コード一覧表 (2025.04.01)

社 名	Kawasaki せいめい保険	Kawasaki 積立年金	Kawasaki せいかつ保険	Kawasaki 終身医療保険
川崎重工業(株)	50001		0001	
川崎車両(株)				
カワサキモータース(株)				
川崎重工業健康保険組合	50002		0002	
川崎重工労働組合	50003(せいめい保険のみ)		0003	
ベニックソリューション(株)	50005		0005	
川重ジェイ・ピー・エス(株)	50101		0101	
(株)川重サポート	50102		0102	
川重マリンエンジニアリング(株)	50104		0104	
川重艦艇エンジンサービス(株)	50106		0106	
川重車両テクノ(株)	50201		0201	
川重車両コンポ(株)	50202		0202	
川重岐阜サービス(株)	50301		0301	
川重岐阜エンジニアリング(株)	50303		0303	
(株)ケージーエム	50304		0304	
川重明石エンジニアリング(株)	50401		0401	
川重冷熱工業(株)	50601		0601	
川重原動機工事(株)	50701		0701	
(株)アーステクニカM&S	50901		0901	
(株)カワサキマシンシステムズ	51001		1001	
(株)NICHIO	51002		1002	
川崎エンジニアリング(株)	51101		1101	
川重ファシリテック(株)	51302		1302	
(株)カワサキモータースジャパン	51401		1401	
ユニオン精機(株)	51403		1403	
(株)ケイテック	51405		1405	
(株)テクニカ	51409		1409	
(株)カワサキライフコーポレーション	51501		1501	
川重商事(株)	51503		1503	
川崎油工(株)	51506		1506	
川重テクノロジー(株)	51510		1510	
KEE環境工事(株)	51519		1519	
(株)ケイキャリアパートナーズ	51522		1522	
(株)アーステクニカ	51523		1523	
アルナ輸送機用品(株)	51530		1530	
(株)オートポリス	—		1534	
日飛興産(株)	51535		1535	
札幌川重車両エンジニアリング(株)	51536		1536	
カワサキロボットサービス(株)	51537		1537	
日本飛行機(株)	51538		1538	
KMSエンジニアリング(株)	51539		1539	
カワサキグリーンテック(株)	51541		1541	
(株)川重ハートフルサービス	52004		2004	
(株)メディカロイド	52005		2005	

(注)「会社コード」が記載されていない会社は制度未導入のため、ご加入できません。

ご契約の概要について（契約概要）

Kawasakiせいめい保険（団体定期保険）

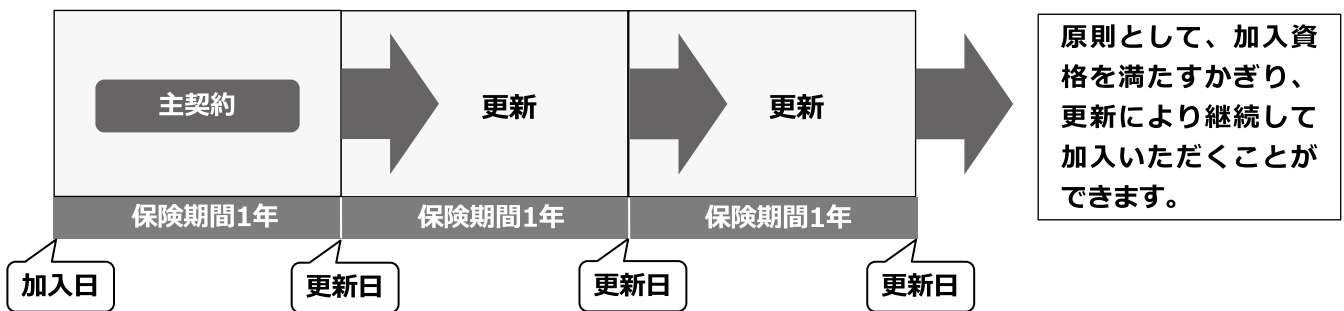
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ（ご意向）に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）の死亡・高度障害に対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることを選択いただくことができます。
- この保険には、団体が保険料を負担し、所定の所属員等をご加入者（被保険者）、その遺族を受取人とする保障が一部の会社に付保されています。

しくみ図（イメージ）



主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障害保険金	保険期間中に、加入日（*）以後の病気やケガによって、所定の高度障害状態になられた場合

※死亡保険金・高度障害保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。

死亡保険金と高度障害保険金を重複してお支払いすることはありません。

（*）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

保障額と保険料

- 保険料は、毎年 of 更新時に、ご加入者（被保険者）の加入状況等に基づき、契約（団体）ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りになれない場合があります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合（この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合）は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

特に注意いただきたい事項について（注意喚起情報）

Kawasakiせいめい保険（団体定期保険）

この「注意喚起情報」は、ご加入（*）のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

（*）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

Webお手続きの方は、専用Webサイトにて告知および申込手続きをしてください。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入（*）のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）傷病歴等があった場合でも、全てのご加入（*）のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入（*）を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入（*）を承諾した場合、所定の加入日（*）から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。（更新できません。）
※所定の加入日（*）については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（*）を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日（*）からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【高度障害保険金】

- 原因となる傷病が加入日（*）前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

※詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職時までKawasakiせいめい保険に継続して2年を超えて加入していた退職者本人・配偶者・こどもについては、Kawasakiせいめい保険脱退日から1カ月以内に加入手続き（一時払の場合には保険料のお払込みも含む）が完了すること、退職時の加入保険金額の範囲内であることを条件として、告知・診査なしで以下の個人保険に加入することができます。
 - ・終身保険、養老保険
 この場合に適用される契約年齢と保険料率は、個人保険加入時点の年齢に基づきます。また、個人保険商品によって加入いただける保険金額・契約年齢等に制限があります。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

（お問合せ先）

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
 - この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 - 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

正しく告知いただくために

Kawasakiせいめい保険（団体定期保険）

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。

この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

健康状態等について、被保険者ご本人が ありのままを告知してください。 （告知義務）

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。
この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知（確認）いただく義務があります。
- 過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態について、web申込画面または「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

生命保険会社の職員等に口頭でお伝え ただただだけでは告知いただいたことになり ません。

- 告知をお受けできる権限（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。必ず指定された画面または書面（web申込画面または「申込書兼告知書」等）にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っています。傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、 保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、web申込画面または「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することがあります。（*）
 - 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、申込みいただいた内容を解除することがあります。
 - 申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。（ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。）
- （*）告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障害保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

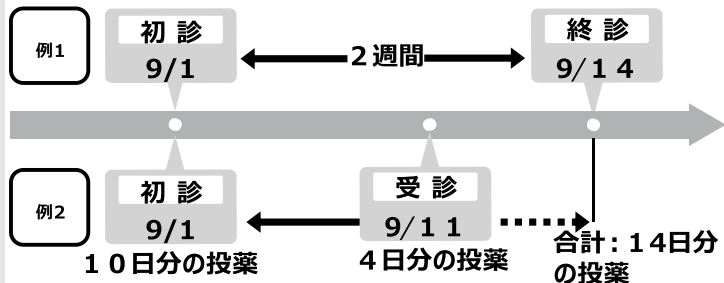
- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、およびweb申込画面または「申込書兼告知書」の裏面（*）に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。

◎web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限* 1を受けていますか。（配偶者・こどもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬* 2を受けたことがありますか。）
2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり* 3、医師の治療・投薬* 2を受けたことがありますか。

補足説明

- * 1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤（公休・普通休暇等によるものも含む）を指示されている場合などをいいます。
- * 2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
（注）一過性の軽微な疾患（かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療）、手足の骨折によるものは含みません。
- * 3 「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。



（注1） 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・妊娠（正常）による入院

（注2） 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口から取寄せいただき、ご提出ください。申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。

「被保険者の告知書」を提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。

（「申込書兼告知書」にてお申込みされる場合、「申込書兼告知書」にお申込内容を記入いただき、「申込印（告知印）」を押印のうえ、ご提出ください。）

（注3） 新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日（告知日）現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

- web申込画面または「申込書兼告知書」等への入力（記入）の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
 - web申込画面または「申込書兼告知書」を入力（提出）された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加で告知いただくことが可能です。追加の告知（「被保険者の告知書」の提出）が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。
- ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

【契約者】川崎重工業株式会社 【引受保険会社】 日本生命保険相互会社

K 2023 - 371 2024.4 企業保険サービス課

＜特に重要なお知らせ＞ Kawasakiせいかつ保険

(正式名称・団体総合生活保険)

ご加入内容に関する重要な事項のうち、特にご確認頂きたい事項を記載しております。
お申込前に必ずお読みいただき、内容をご確認の上、お申込みください。

「補償の種類」

「告知の大切さに関するご案内」

「補償の概要等（重要事項説明書）」

「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」

補償の種類

からだに関する補償



医療補償



がん補償



介護補償



傷害補償

賠償・財産・費用に関する補償

【賠償責任に関する補償】



個人賠償責任

【財産に関する補償】



携行品

【費用に関する補償】



ホールインワン・
アマトロ入費用 *2



救援者費用等 *1

*1 傷害補償、医療補償、がん補償、介護補償のいずれかの補償にもご加入いただく必要があります。

*2 傷害補償、医療補償、がん補償、介護補償、個人賠償責任のいずれかの補償にもご加入いただく必要があります。

詳細は、後述「補償の概要等」をご確認ください。

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、
ご説明させていただきます。

医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身がありのままにご記入ください。***

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

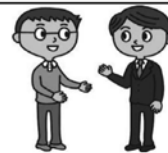
介護補償にのみ（追加）加入される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、**告知内容についてご確認ください**
いただく場合があります。

えっと、
1年前に…



告知内容を
確認させて
ください。

告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無（予定を含みます。）
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます。）の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

※お客様のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

よろしく
お願いします。



せいかつ保険

■ Kawasakiせいかつ（団体総合生活保険）補償の概要等

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

医療補償

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払します。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*1）を乗じた額をお支払します。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度（疾病入院免責日数*1は含みません。）とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をさせても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2 *3 等
	疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払します。 ①重大手術（詳細は欄外ご参照）：疾病入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払します。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。 *3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。
	放射線治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払します。 *1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます（「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。）。

- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
総合先進医療特約	退院後通院保険金特約 保険期間中に疾病入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合 ■入院の原因となった病気の治療のための通院（往診を含みます。）であること ■退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること ▶退院後通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。 ※疾病入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気のために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。 ※「傷害不担保特約（退院後通院保険金用）」がセットされていますので、ケガによる入院後の通院は保険金のお支払対象となりません。	（「医療補償基本特約」と同じ）
	総合先進医療基本保険金 病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合（保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。） ▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。 なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療	
総合先進医療一時金		病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合 ▶10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限ります。

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】

「総合先進医療特約」のお支払対象となる粒子線治療*1について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。

事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。

*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。

*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
- ・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
成人病追加支払特約	成人病入院保険金	成人病（悪性新生物（がん）*1、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*2を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*2）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*3を限度（疾病入院免責日数*2は含みません。）とします。 ※成人病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の成人病となっても成人病入院保険金は重複してはお支払いできません。	（「医療補償基本特約」と同じ）
	成人病手術保険金 ・ 成人病放射線治療保険金	成人病（悪性新生物（がん）*1、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）の治療のため、保険期間中に 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料や放射線治療料の算定対象として列挙されている手術*4や放射線治療*5を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ・成人病手術保険金・入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ・成人病手術保険金・入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍 ・成人病放射線治療保険金：疾病入院保険金日額の10倍	
	*1 補償対象となる「悪性新生物（がん）」とは以下のものをいいます。 悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。 なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。 *2 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *3 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *4 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*6 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *5 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。 *6 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。		
女性医療特約	女性入院保険金	所定の病気（女性疾病等*1）によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*2を超えた場合 ▶女性入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*2）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*3を限度（疾病入院免責日数*2は含みません。）とします。 ※女性入院保険金が支払われる入院中、さらに別の女性疾病等*1となっても女性入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 一般に女性が罹患（りかん）しやすいとされる所定の病気（乳房・女性生殖器の悪性新生物（がん）・良性新生物等）の他、乳房・女性生殖器以外の悪性新生物（がん）や糖尿病、心疾患等も含みます。 *2 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *3 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	
	女性形成治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に 以下のような手術を受けられた場合 ■瘢痕（はんこん）形成術（植皮術（皮膚の移植術）や瘢痕（はんこん／傷跡）に対する形成術） ■変形形成術（足ゆびの後天性変形（外反母趾（ぼし）等）に対する形成術） ■乳房切除術（皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます。） ▶手術の種類に応じて女性入院保険金日額の20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。 【ご注意】乳房の悪性新生物（がん）の治療のための手術については、その悪性新生物（がん）を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前である場合は、保険金をお支払いできません（ただし、初年度契約の保険始期日からその日を含めて1年と90日を経過した後に手術を受けた場合は、保険金のお支払対象となります。）。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院



がん補償

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

がん補償基本特約		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん入院保険金	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院（日帰り入院を含みます。）を開始された場合 ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
	がん手術保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に所定の手術を受けられた場合 ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
	がん退院後療養保険金	がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院を開始し、20日以上継続して入院した後、生存して退院された場合 ▶がん退院後療養保険金をお支払いします。 ただし、退院日からその日を含めて30日以内に開始した入院については、がん退院後療養保険金をお支払いできません。
	がん通院保険金 + がん通院保険金の補償拡大特約	がんと診断確定され、以下のいずれかの状態に該当した場合 ①診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ保険期間中にその治療のため以下のいずれかの条件を満たす通院（往診を含みます。）をされた場合 ■がん手術保険金の支払い対象となる所定の手術のための通院であること ■抗がん剤*1による治療のための通院であること ②保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院（日帰り入院も含みます。）を開始し、以下の条件のすべてを満たす通院（往診を含みます。）をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内（入院前通院期間）または退院日の翌日からその日を含めて365日以内（退院後通院期間）に行われた通院であること ▶がん通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院（日帰り入院も含みます）の原因となったがんの治療のための通院について425日を限度とします。（①に該当する通院をされた場合、日数の限度はありません。） *1 診断確定されたがんの治療のための投薬または処方された所定の医薬品*2で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。 *2 医薬品の種類によっては、お支払いの対象とならない場合があります。 ※がん入院保険金と重複してはお支払いできません。また、退院後通院期間中に新たに入院（日帰り入院も含みます。）をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複してはお支払いできません。
がん補償基本特約	抗がん剤治療補償特約	保険期間中に抗がん剤治療*1を開始した場合 ▶抗がん剤治療*1をした日の属する各月*2について抗がん剤治療*1を開始した時点の抗がん剤治療保険金をお支払いします。 ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。 ※抗がん剤治療*1をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療*1をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療*1をされた場合は、新たに抗がん剤治療*1を開始したものと取り扱います。 *1 以下の条件のすべてを満たす入院または通院をいいます。 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること ■公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤*3にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること *2 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療*1をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。 *3 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*4で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。 *4 医薬品の種類によっては、お支払対象とならない場合があります。

 介護補償

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[公的介護保険連動型(要介護3)旧親介護タイプ]

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約	保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2 *3 等 *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

公的介護保険制度とは

[公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

[公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下* 1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

[公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について]

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

[独自基準追加型(要介護2)]

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合								
介護補償基本特約＋公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約＋所定の要介護2用の追加補償特約	保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から90日を超えて継続した場合 ①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。 <table><tr><td>歩行</td><td>壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5 m程度の歩行ができない。</td></tr><tr><td>寝返り</td><td>ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。</td></tr><tr><td>入浴その他の複雑な動作等</td><td>次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。） (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくははいすへ、車いすからはいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくははいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。</td></tr><tr><td>排泄等日常生活上の一部の行為</td><td>次のア. からウ. のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排泄つ後のいずれの後始末(身体のよごれた部分を拭く行為またはトイレ内でよごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排泄つ後の身体のよごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。) イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。</td></tr></table> ②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。 ・衣類の着脱の際に、(1) ボタンのかけはずし、(2) 上衣の着脱、(3) スポンまたはパンツ等の着脱、(4) 靴下の着脱について、次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態であること。 ア. 2つ以上の行為についてできない状態 イ. できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態 ・認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、(1) から (21) までの項目については、少なくとも1か月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。 (1) ひどい物忘れがある。 (2) まわりのことに関心を示さないことがある。 (3) 物を盗られた等と被害的になることがある。 (4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。 (5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。 (6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。 (7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。 (8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。 (9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。 (10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。 (11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。 (12) 目的もなく動き回ることがある。 (13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。 (14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。 (15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。 (16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。 (17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。 (18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。 (19) 排泄つ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。 (20) 食べられないものを口に入れることがある。 (21) 周囲が迷惑している性的行動がある。 (22) 自力で内服薬を服用できない。 (23) 金銭の管理ができない。 (24) 自分の生年月日および年齢のいずれも答えることができない。 (25) 現在の季節を理解できない。 (26) 今いる場所の認識ができない。 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。	歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5 m程度の歩行ができない。	寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。	入浴その他の複雑な動作等	次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。） (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくははいすへ、車いすからはいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくははいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。	排泄等日常生活上の一部の行為	次のア. からウ. のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排泄つ後のいずれの後始末(身体のよごれた部分を拭く行為またはトイレ内でよごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排泄つ後の身体のよごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。) イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3 等 *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払い対象となります。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。
	歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5 m程度の歩行ができない。								
寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。									
入浴その他の複雑な動作等	次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。） (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくははいすへ、車いすからはいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくははいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。									
排泄等日常生活上の一部の行為	次のア. からウ. のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排泄つ後のいずれの後始末(身体のよごれた部分を拭く行為またはトイレ内でよごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排泄つ後の身体のよごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。) イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。									

**傷害補償（日常生活全般コース、交通事故コース（更新のみ））**

■「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

■「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合は、「交通事故等」*2により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*2 交通事故等とは以下のものをいいます。

■運行中の交通乗用具*3との衝突、接触等の交通事故 ■運行中の交通乗用具*3に搭乗している間の事故 ■乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内における事故 ■作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ■交通乗用具*3の火災による事故 等

*3 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます（身体障害者用の車いすも含みます。）。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りします。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りします。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの等 <「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされない場合のみ> ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ等
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます。	・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ ・職務として荷物等の積込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ等 *1「天災危険補償特約」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。



賠償責任に関する補償



財産に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
携行品特約	国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合 ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害 等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。



費用に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ■下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス） ①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者*1 ■記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。 ※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのものご提出が必要となります。 *1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 *2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。	・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等
救済者費用等補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合 ■保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは保険の対象となる方が遭難した場合 ■急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ■保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 等



傷害補償 [ゴルフ中のみコース] ※更新のみ可能

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導*1中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

- *1 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
 *2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払い対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約 + ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約	入院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ
	手術保険金 治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約 + ゴルフ賠償責任補償特約	国内外において 以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に他人（キャディを含みます。）にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合 ■ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に、国内で受託した財物（受託品）*3を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*1の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*2または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*3 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊
	*1 ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはパターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。 *2 ゴルフ*1の練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。 *3 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物	*1 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *2 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。



【傷害補償】[ゴルフ中のみコース] ※更新のみ可能

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約＋ゴルフ用品補償特約	国内外において、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合 ■ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りです。） ■ゴルフクラブの破損、曲損*1 ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限りします。	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・ゴルフボールのみの盗難による損害 等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と併し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ■下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス） ①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者*1 ■記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。 ※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。 *1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 *2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。	・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【各補償の改定内容】 今回更新いただく内容に一部改定があります。13頁もあわせてご確認ください。

補償種類	改定項目	概要
個人賠償責任補償	保険料改定および補償拡大	昨今のインフレーションの進行および保険金のお支払実績等を踏まえ、「個人賠償責任補償特約」の保険料を引き上げます（*1）。また、学校等から貸与されているノートパソコン・タブレット端末等を受託品賠償の補償対象とします。 （*1）「ゴルフ賠償責任補償特約」がセットされている場合、保険料改定は行いません。
ホールインワン補償	「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」の保険料改定	直近の保険金お支払実績等を踏まえ、「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」の保険料を引き上げます。
個人賠償責任補償、 携行品損害補償	「ドローン」の取扱いの 明確化	「ラジコン模型」に含めて取り扱っている「ドローン」について、分かりやすさの観点から、保険の対象等に含まれないことを明確化します。
交通事故傷害危険のみ補償、 個人賠償責任補償 携行品損害補償、 救援者費用等補償	道路交通法改正に伴う改定	新たなモビリティの定義やその交通方法が整備された道路交通法の改正を踏まえ、「原動機付自転車」の定義や「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」の取扱い等を明確化します。
傷害補償	「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」の保険料改定および引受けに関する規定改定	直近の保険金お支払実績等を踏まえ、「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」の保険料を引き上げます。 また、本特約を保険期間の途中でセットすることおよび削除することを不可とします。
傷害補償	「交通事故傷害危険のみ補償特約」の補償拡大	「交通事故傷害危険のみ補償特約」において、原動機を用いるキックボードを「交通乗用具」に追加し、電動キックボード搭乗中等のケガについて補償対象とします。

【更新のみ可能な補償の保険料（月払保険料／１口）】

※医療、介護の保険料は2025年 7 月 1 日時点の満年齢で計算します。
※被保険者本人の年齢条件は、医療は2025年 7 月 1 日時点で満90歳以下の方、介護は2025年 7 月 1 日時点で満84歳以下の方となります。

下記補償は更新のみとなり、新規加入はできません。

■ 医療

更新前タイプ	M1 2口	M2 2口	M3 2口	M4 2口	M3J 2口	M4J 2口
--------	-------	-------	-------	-------	--------	--------

【補償内容】 各補償の詳細は 9 ページをご覧ください。

タイプ 年齢	M12	M22	M32	M42	M3J2	M4J2
0 ～ 4 歳	750	710	710	670	820	780
5 ～ 9 歳	570	530	530	490	640	600
10 ～ 14歳	520	480	490	450	610	570
15 ～ 19歳	610	570	560	520	740	700
20 ～ 24歳	850	790	790	730	1,160	1,100
25 ～ 29歳	960	890	850	780	1,430	1,360
30 ～ 34歳	1,050	970	900	820	1,580	1,500
35 ～ 39歳	1,190	1,100	980	890	1,550	1,460
40 ～ 44歳	1,400	1,290	1,110	1,000	1,680	1,570
45 ～ 49歳	1,950	1,800	1,480	1,330	2,210	2,060
50 ～ 54歳	2,650	2,430	1,950	1,730	2,890	2,670
55 ～ 59歳	3,910	3,570	2,780	2,440	4,070	3,730
60 ～ 64歳	5,720	5,200	4,040	3,520	5,800	5,280
65 ～ 69歳	8,080	7,270	5,600	4,790	8,140	7,330
70 ～ 74歳	11,520	10,080	8,020	6,580	12,060	10,620
75 ～ 79歳	14,730	12,800	10,260	8,330	16,120	14,190
80 ～ 84歳	18,050	16,020	12,410	10,380	19,890	17,860
85 ～ 89歳	20,030	18,000	12,740	10,710	21,690	19,660
90歳	23,720	21,690	14,120	12,090	24,510	22,480

	M12	M22	M32	M42	M3J2	M4J2
疾 病 入 院：10,000円/日	●	●	●	●	●	●
疾 病 手 術：5・10・40万円	●	●	●	●	●	●
放射線治療：10万円	●	●	●	●	●	●
総合先進医療 600万円までの実額 ＋一時金10万円(※1)	●	●	●	●	●	●
成人病追加支払 入 院：10,000円/日 手 術：5・10万円 放射線治療：10万円	●	●				
退院後通院：5,000円/日	●		●		●	
女性医療 〔女 性 入 院〕10,000円/日 〔女性形成治療〕20・40万円					●	●

※1 一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1 回に限ります。

(円)

■ 傷害

※傷害の各手術保険金額は、入院保険金日額の 5 倍(入院中以外の手術)・10倍(入院中の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

日常生活全般コース 夫婦型(※1)				(円)
傷害入院：3,000円/日 傷害手術：1.5・3 万円 傷害通院：2,500円/日	天災補償あり	SY3T	1,170	
	天災補償なし	SY3	1,030	
携行品損害：20万円 (免責金額5,000円/事故)		KE3	80	
救済者費用等：500万円		KY3	30	
ホールインワン・アルバトロス費用：30万円		HA3	300	
			夫婦	

(※1) 夫婦型では被保険者とその配偶者が補償対象となります。

ゴルフ中のみコース 個人型 ^(※2)		(円)
傷害入院：5,000円/日 傷害手術：2.5・5 万円 傷害通院：2,500円/日	GOLF	60
個人賠償責任： 国内無制限/国外1 億円	GOLF	50
携行品損害：20万円 (免責金額5,000円/事故)	GOLF	60
ホールインワン・アルバトロス費用： 30万円	HA1	200

(※2) 個人型では被保険者本人のみが補償対象となります。

交通事故コース 個人型(※2)		(円)
SYK		
傷害入院：5,500円/日 傷害手術：2.75・5.5万円 傷害通院：3,500円/日 (天災補償なし)		330

■ 介護

旧親介護タイプ				(円)
被保険者の年齢	100万円 OY1	200万円 OY2	300万円 OY3	
40 ～ 44歳	20	40	60	
45 ～ 49歳	30	50	80	
50 ～ 54歳	30	70	100	
55 ～ 59歳	50	100	150	
60 ～ 64歳	110	220	320	

旧親介護タイプ				(円)
被保険者の年齢	100万円 OY1	200万円 OY2	300万円 OY3	
65 ～ 69歳	310	620	920	
70 ～ 74歳	680	1,360	2,040	
75 ～ 79歳	1,580	3,150	4,730	
80 ～ 84歳	3,000	6,000	9,000	

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

〔マークのご説明〕



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約 * 1 を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください * 2。

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルパトロス費用補償特約
- 救済者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約（人格権侵害等） ●トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約（医療用・所得補償用）
- がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約 ●教育継続支援特約

* 1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

* 2 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額の増額等はできません。



（金融庁ホームページ）

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

（2）保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

（3）保険料の一括払込みが必要な場合について



（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分 * 1 に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分 * 1 について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分 * 1 を解除することがありますのでご注意ください。

※医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「II - 1 告知義務」をご確認ください。

* 1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項



1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ - 1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なる場合があります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】 ★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

基本補償・特約 項目名	傷害補償	医療補償 がん補償	介護補償
生年月日	—	★	★
性別	—	★	—
職業・職務*1	☆*2	—	—
健康状態告知*3	—	★	★

※すべての補償について「他の保険契約等*4」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。

*3 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

*4 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【医療補償・がん補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者*1、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。）。
a. 婚姻意思*2を有すること
b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*2 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*3から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*4

●責任開始日*3から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*5（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。
*3 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*4 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*5 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人



【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。



4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等することを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通
- ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。



2 解約される時

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- *1 解約日以降に請求することがあります。
- *2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。



3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。



4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康 状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと



1 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすることにご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、「お問い合わせ先」までご連絡ください。



4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
医療補償、がん補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。WEB加入者票はマイページでご確認ください。ご不明点がありましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、＜共同保険引受保険会社について＞をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、医療補償、がん補償等については30日以内に）「お問い合わせ先」までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいないう場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
*1 法律上の配偶者に限ります。

- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的な事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
- 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社、引受割合については、代理店までお問い合わせください。医療補償、がん補償、介護補償については東京海上日動の単独引き受けとなります。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター

（東京海上日動安心110番）



0120-720-110

受付時間：24時間365日

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。
- ☐ 保険金をお支払いする主な場合
☐ 保険期間
☐ 保険の対象となる方

☐ 保険金額、免責金額（自己負担額）
☐ 保険料・保険料払込方法
2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	医療補償	がん補償	介護補償	左記以外の補償
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	○	—
☐ 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分（AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。 ○ 職種級別 A に該当する方： 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別 B に該当しない方 ○ 職種級別 B に該当する方： 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上、6職種） ※交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、確認不要です。	○	—	—	—	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 ☐ 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ * 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	○	○	○*	—
☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」、「加入依頼書」を「お手続き画面」と読み替えてください。

この保険は、川崎重工業を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として川崎重工業が有します。

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

《事故時の連絡先》

◇東京海上日動安心110番

TEL：0120-720-110（受付時間：24時間365日）

※マイページ、東京海上日動HPからもご連絡いただけます。

令和7年2月作成 24TX-005703

【Kawasaki終身医療保険】

※本保険は、東京海上日動あんしん生命保険(株)の保険商品「メディカル Kit NEO 医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型【無配当】）」で引受けておりますので、別冊の「メディカル Kit NEO 医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型【無配当】）」の重要事項説明書をご確認ください。

ご契約の概要について（契約概要）

Kawasaki積立年金（拠出型企業年金保険）

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」に記載の給付内容等は、概要を示しています。

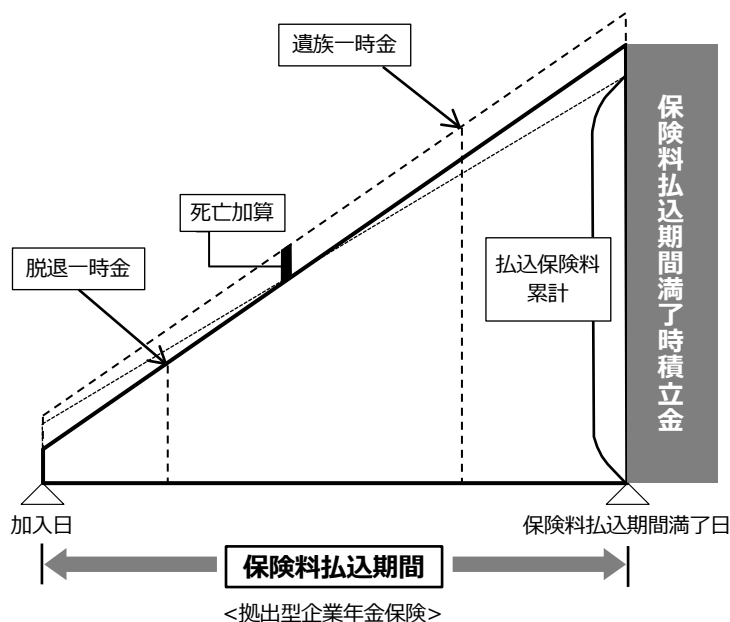
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」等をご参照ください。

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者（被保険者）とし、ご加入者（被保険者）の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- この保険は、税務上の取扱いの異なる2コースからなります。Aコース（税制適格型）のご加入者（被保険者）が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。Bコース（自由選択型）のご加入者（被保険者）が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。（令和6年9月現在の税制等に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。）

しくみ図（イメージ）



年金

年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取することもできます。また、Bコース（自由選択型）のご加入者（被保険者）は、「給付内容」に記載の個人保険を選択いただくこともできます。



ご注意

左記しくみ図はイメージです。詳細につきましてはパンフレット等の給付額試算表等をご確認ください。

加入資格

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険料

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

給付内容

【保険料払込期間満了後の給付内容】

- 次の種類の年金をご加入者（被保険者）にお支払いします。年金種類が複数ある場合、いずれか1つを選択いただきます。
10年確定年金、15年確定年金、15年保証期間付終身年金、配偶者年金付15年保証期間付終身年金
- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。
- Bコース（自由選択型）のご加入者（被保険者）は次の個人保険を選択いただくこともできます。
※ただし、保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者（被保険者）の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。
・ニッセイみらいのカタチ（入院総合保険）

【保険料払込期間中の給付内容】

- ご加入者（被保険者）が脱退されたとき、脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者（被保険者）にお支払いします。
- ご加入者（被保険者）が死亡されたとき、死亡時点の積立金額に所定の金額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約が共同取扱契約の場合（この拠出型企業年金保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合）は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

特に注意いただきたい事項について（注意喚起情報）

Kawasaki積立年金（拠出型企業年金保険）

この「注意喚起情報」は、ご加入または保険料の増額のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、給付内容等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」等を必ずご参照ください。

（*）保険料を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または保険料の増額のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入（*）を承諾した場合、所定の加入日（*）から保険契約上の責任を負います。

ただし、半年払を併用されている場合、半年払保険料部分の責任開始日は所定の加入日（*）となります。

※所定の加入日（*）については、「加入申込書」、またはパンフレット等に記載された「加入（増額）日」です。

※詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

- 引受保険会社の職員（営業職員、コールセンター担当者等）・代理店等にはご加入または保険料の増額を承諾する権限がありません。

年金・一時金をお支払いしない場合等

- 次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。

（1）遺族一時金の受取人が故意にご加入者（被保険者）を死亡させたとき

- その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者（被保険者）の他のご遺族にお支払いします。

（2）年金の継続受取人が故意にご加入者（被保険者）を死亡させたとき

- 年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資をご加入者（被保険者）の他のご遺族にお支払いします。

（3）この保険契約全体のご加入者数（被保険者数）が15名未満となったとき

- 引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

（4）保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき

- 保険契約者から保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。
- 保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあり

ます。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

（5）ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者（被保険者）に詐欺の行為があったとき

- この保険契約の全部またはそのご加入者（被保険者）に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

（6）ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき

- 引受保険会社は、この保険契約の全部またはそのご加入者（被保険者）に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人のうちの一部の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、継続年金・遺族一時金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた継続年金・遺族一時金を除いた額を、他の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。

◎重大な事由

①保険契約者または受取人による年金を詐取る目的または他人に詐取させる目的での事故招致（未遂を含みます。）

②この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺（未遂を含みます。）

③保険契約者、ご加入者（被保険者）、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき

（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ) 反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、ご加入者（被保険者）、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

積立金額（脱退一時金額）等

- 積立金額（脱退一時金額）および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込保険料累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率（予定利率、予定死亡率等）の変更等により、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間は変動する可能性がありますので、ご注意ください。
- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

基礎率（予定利率・予定死亡率等）の変更

- 引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届出たうえで基礎率（予定利率・予定死亡率等）を変更することがあります。その結果、将来受取りを開始する年金・一時金が減少することがあります。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

年金・一時金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、この「注意喚起情報」・「契約概要」・パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、団体経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
 - この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 - 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

医療保障プラン（ニッセイみらいのカタチ（入院総合保険））

Kawasaki積立年金（拠出型企業年金保険）＜保険料払込期間満了後の制度＞

●医療保障プラン（ニッセイみらいのカタチ（入院総合保険））

※日本生命保険相互会社の個人保険です。

- ◇ニッセイみらいのカタチ（入院総合保険）は、拠出型企業年金保険のご加入者をご契約者および被保険者とし、日本生命保険相互会社を引受保険会社とする個人保険です。したがって、ご契約後のお手続等は、川崎重工業株式会社を経由せず日本生命保険相互会社が直接取扱います。
- ◇70歳までの傷害や疾病等による所定の入院や外来手術等に対する医療保障を確保できます。
- ◇在職中に拠出型企業年金保険により積立てた額から保険期間満了までの保険料をまとめて前納いただくため、ご加入後は保険料のお払込みの必要はありません。
- ◇ご契約にあたっては、拠出型企業年金保険に退職日直前まで2年以上継続して加入いただく必要があります。また、健康状態等について告知が必要です。
- ◇拠出型企業年金保険の保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。

【お支払事由の概要】

◇給付金のお支払いにあたっては、原因となる傷害や疾病等が責任開始時以降に生じることが必要です。

お支払事由の概要	お支払いする給付金・金額	お支払限度
所定の入院で入院日数が1日、30日、60日、90日の各日数に達したとき	入院給付金 15万円	通算：100回
入院を伴わない所定の手術を受けられたとき	外来手術給付金 1.5万円	通算：30回
所定の先進医療による療養を受けられたとき	先進医療給付金 先進医療にかかる技術料と同額	通算：2,000万円
先進医療給付金が支払われるとき	先進医療サポート給付金 20万円 (先進医療にかかる技術料と同額が上限)	通算：なし (一連の先進医療による療養について1回)

※一部お支払いの対象外となる手術があります。

- ◇ご加入にあたってのお申込み手続きは、会社宛お申し出ください。
- ◇当『保険料払込期間満了後の制度』に記載のお支払事由等は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項につきましては「ニッセイみらいのカタチ 注意喚起情報+ご契約のしおりー定款・約款」『契約概要』に記載されております。
- ◇ニッセイみらいのカタチ（入院総合保険）のお申込みにあたっては「ニッセイみらいのカタチ 注意喚起情報+ご契約のしおりー定款・約款」『契約概要』を必ずご確認ください。

Kawasaki保険へのご加入はWEBで完結!



どこでもアクセス

らくらくお見積り

まずはサイトにアクセス!!



ご相談

保険のお問い合わせ は最寄りの (株)カワサキライフコーポレーション(KLC)まで

東京・横浜営業所	TEL 03-3435-2072	内線 712-2072	(川重東京本社4F)
中部営業所	TEL 058-382-0253	内線 741-2615	(川重岐阜工場 新館D棟1F)
神戸営業所	TEL 078-682-5479	内線 751-4575	(川重神戸工場 3号館1F)
兵庫営業所	TEL 078-682-3198	内線 730-61668	(川崎車両(株) 神戸本社 食堂1F オアシスルーム内)
明石営業所	TEL 078-922-0363	内線 761-2538	(川重明石工場 総合事務所3F)
東播営業所	TEL 079-435-3090	内線 774-2956	(川重播磨工場 総合事務所1F)
坂出出張所	TEL 0877-46-5110	内線 781-2523	(川重坂出工場 検定センター2F)
企画課	TEL 078-360-3365	内線 759-881	(神戸クリスタルタワー 11F)

フリーダイヤル 0120-360-261

※掲載の内線番号が繋がらない場合は、お手数ですが、外線もしくはフリーダイヤルへお問い合わせください。

ホームページ: <https://www.kawasaki-life.jp/>

カワサキライフコーポレーション

Click! /

検索

ご質問・
ご相談は
こちら



引受保険会社

〔Kawasakiせいめい保険、Kawasaki積立年金〕

日本生命保険相互会社 (事務幹事会社)

企業保険サービス課

TEL 0120-123-840 (Kawasakiせいめい保険)

0120-383-616 (Kawasaki積立年金)

〔Kawasakiせいかつ保険〕

東京海上日動火災保険株式会社 (幹事)

兵庫本部 企業営業部 営業課

TEL 078-333-7225

〔Kawasaki終身医療保険〕

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

(担当課)

東京海上日動火災保険株式会社 兵庫本部 企業営業部 営業課

TEL 078-333-7225